

令和3年第2回太良町議会（定例会第1回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和3年3月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年3月10日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和3年3月10日	14時23分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	6番	竹下泰信	7番	田川浩	9番	所賀廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	農林水産課長	川島安人		
	副町長	毎原哲也	税務課長	安西勉		
	教育長	松尾雅晴	会計管理者	山崎浩二		
	総務課長	田中照海	学校教育課長	中川博文		
	財政課長	西村正史	社会教育課長	萩原昭彦		
	企画商工課長	西村芳幸	太良病院事務長	井田光寛		
	町民福祉課長	津岡徳康	建設課建設係長	川崎和久		
	健康増進課長	野田初美	建設課管理係長	枳原好治		
環境水道課長	浦川豊喜	建設課土地改良係長	峰松智彦			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年3月10日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和3年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永るい子	<p>1. 新型コロナウイルスワクチン予防接種について</p> <p>未知のウイルスである新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい出して1年が経過しました。その間、新型コロナウイルスワクチンの開発は異例の早さで進み、今年になってコロナウイルスワクチンの予防接種の運びとなりました。この新型コロナウイルスワクチンの予防接種について問う。</p> <p>(1) 自治体としてどのようなスケジュールで進めていくのか。</p> <p>(2) 予防接種関連の予算については、どうなっているのか。</p> <p>(3) 予防接種に対する住民さんの副作用等の不安にどう対処するのか。</p>	町 長
		<p>2. 敬老祝い金について</p> <p>今年で3回目を迎える敬老祝い金だが、これまでの実績と今後の施策を問う。</p> <p>(1) 1年目と2年目の対象者は、それぞれどれ位か。</p> <p>(2) 敬老祝い金として商品券を配布されているが、1年目と2年目の使用実績はどうなっているのか。</p> <p>(3) 1年目と2年目の敬老祝い金の配布対象者が違っていたが、3年目はどうするのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永 るい子	<p>3. コミュニティバスについて</p> <p>念願だった公共交通コミュニティバスの試験運行が始まって5ヶ月が経過し、今年4月からは本格運行となるが、このコミュニティバスについて問う。</p> <p>(1) 試験運行が始まってからの乗車人数はどれ位か。</p> <p>(2) 1度も使用人員がいない路線やバス停はどれ位あるのか。</p> <p>(3) 試験運行を通して、今後の課題として見えてきたものはあるのか。</p>	町 長
2	1番 山口 一生	<p>1. 令和3年度予算について</p> <p>令和2年度はコロナウイルスによる社会の混乱から始まり、これまで無かったような水害に本町も見舞われました。さらには、職員の逮捕・起訴という行政の信頼を著しく損なう事件もありました。町民の生命・財産を守り、健やかな暮らしを実現するにあたり、行政への不信を抱えたままでは、町民の協力が得られません。今後の町運営に際し、もう一度町民と行政が一丸となって取り組む為にも、新年度予算編成にあたっての思いを問う。</p> <p>(1) コロナウイルス感染症による経済的ダメージが今後さらに波及する事が予測されるが、本町としての経済をもり立てる策は何か。特に人口減少による地域活動の鈍化に対する対策はあるか。</p> <p>(2) 災害におけるリスクを最小化するために、7月豪雨から何を学び新年度の取り組みとして行うのか。また、その策が危機管理において十分であるという根拠は何か。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	1番 山口 一生	(3) 行政への信頼を取り戻す為に、職員の資質向上への投資が必要だが、具体的な取り組みはどのようなものになるか。	町 長
3	7番 田川 浩	1. 移住促進について 人口減少が続く本町にとって、移住による人口増加対策は喫緊の課題と考える。現在の移住者対策を問う。 (1) 近年の移住者の推移はどうか。 (2) 移住者募集のための事業としてなにをやっているか。 (3) 移住希望者の住まい、就業などに関して支援策はあるか。 (4) これまでの課題とこれからの移住促進についてどう考えているか。	町 長
		2. 教育行政について 文部科学省が提示する「GIGAスクール構想」が進められているが、その進捗状況と運用状況について問う。 (1) タブレット端末や無線LANの構築などハード面の整備はどうなっているか。 (2) デジタル教科書やタブレットの支援ソフトなどソフト面はどうなっているか。 (3) 指導体制はどうするのか。 (4) リモート授業などの学校外での活用についてはどのように考えているか。	教 育 長
4	3番 松崎 近	1. タララボについて 町報等で人材募集しているようであるが、同社は今後も経営を継続していけるかどうかを問う。 (1) 当初の販売促進費3,000万円の残高はどうなっているのか。 (2) 2020年の借入金の借入先及びその使用目的はなにか。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	3番 松崎 近	<p>(3) 2021年1月期の売上額又は売上見込額は。</p> <p>(4) 過去3年間の役員報酬支払額の合計は。</p> <p>(5) 現状、全く稼働しているように見えないが、今後どのように改善していくのか。</p>	町長
		<p>2. 虚偽有印公文書作成・同行使の判決について</p> <p>今回の判決について、どのように思い、今後どのような対策をするのかを問う。</p> <p>(1) 町長は第二回公判後マスコミに対し、「刑事罰なら納得いかない」と述べられたとのことだが、識者の「判決前に町の最高責任者が意見をいうのは問題」で、「有罪判決が出た場合、町長は責任から逃れられない」という意見に対してどのように思うか。</p> <p>(2) 今回の事件の被害者は誰だと思うか。判決が確定し、場合によっては、被告に対し損害賠償の民事訴訟を提起するのか。また、関係者の処分はどうか。</p> <p>(3) 今後は、社会的信頼のために、契約等について所定の手続を実施すべきではないか。</p>	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は4名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、待永さん、質問を許可します。

○5番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問したいと思います。

今回は、新型コロナウイルスワクチン接種について、敬老祝金について、コミュニティーバスについての3点について質問をいたします。

それではまず、1点目の新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、未知のウイルスである新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい出して1年以上経過をいたしました。その間、コロナウイルスワクチンの開発は異例の早さで進み、今年になってコロナウイルスワクチンの予防接種の運びとなりました。しかし、連日の報道の中でも、いつどれぐらいのワクチンが入荷するのか不透明な中でのワクチン接種となり、自治体としても不安な思いを募らせているのではないかと推察いたします。

そのような状況の中、1点目、自治体としてどのようなスケジュールで進めているのか、2点目、予防接種関連の予算についてはどうなっているのか、3点目、予防接種に関する住民さんの副作用等の不安にどう対処するのか、以上、3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、新型コロナウイルスワクチン予防接種についてお答えをいたします。

まずは、この新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては国の動向が定まっておりますので、現時点で分かっております状況の中で答弁をさせていただきます。

1番目の自治体としてどのようなスケジュールで進めていくのかについてでございますが、国のスケジュールにおいては2月17日より医療従事者の先行接種が開始され、引き続き医療従事者の優先接種が始まる予定とされており、当町では町内の医療従事者約170名が対象となっております。65歳以上の高齢者の優先接種につきましては、ワクチンの接種券、いわゆる予防接種券は4月23日頃までの送付が想定されますが、当町の実際の開始時期につきましては国からのワクチンの供給量によりますので、現時点ではお示しできない状況であります。

次に、2番目の予防接種関連の予算についてはどうなっているのかについてであります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業としてワクチン接種の準備に係る経費に2,623万6,000円を、また実際のワクチン接種に係る費用として3,108万4,000円を見込んでおります。財源としましては、いずれも国からの臨時補助金及び負担金並びに一般財源を予定しております。

3番目の予防接種に対する住民さんの副作用等の不安にどう対処するかについてであります。3月1日より庁舎内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置しております。主な業務としては、ワクチンの接種予約やワクチン接種全般に関する問合せ等に対応いたします。また、杵藤地区7市町で広域的なコールセンターを設置し、同じくワクチンの接種予約や会場案内、副作用等への御質問など、専門的な相談に対応してまいります。さらに国及び県には、より専門的な相談に対応する相談窓口が設置されておりますので、状況に応じて対応ができる体制が整えられております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、具体的な質問に入らせていただきますが、今回の新型コロナウイルスワクチン接種については65歳以上の高齢者を中心に伺いたいと思います。

新型コロナワクチンの接種に関しましては医療従事者が最優先で始まりましたが、当初の予想370万人に対し、希望者は470万人に増え、ワクチンの安定供給が行われていない状況では、当然その後の65歳以上の高齢者のワクチン接種に影響を及ぼすと思いますが、担当者はどのように考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

65歳以上の皆様への優先接種につきましては、現時点では太良町に4月中に2箱、人数で言いましたら975人分のワクチンが供給される予定になっております。ただ、ワクチンの供給量が少ないために、具体的な優先順位や接種開始時期についてはただいま協議を行っておりまして、お示しできない状況にあります。

担当課といたしましては、このような状況下においては、ひとまず事前に十分な接種体制を整え、当町へワクチンが十分に供給されるめどが立ち次第、迅速かつ安全に実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

令和元年1月1日現在、町内の65歳以上の方は3,238人いらっしゃいます。3月中旬にはこの方たちに接種券を発行する予定だというふうに報道では伺いました。コロナワクチンの安定供給がなされていない場合は、住民さんの希望どおりの接種ができないのではないかと心配しております。65歳以上の方へは一斉に接種券を発行されるのでしょうか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

65歳以上の方への接種券については、当初3月中の発送とされておりましたけれども、これもワクチンの供給量の影響で、4月23日頃までには発送をするようにというふうに変更さ

れております。65歳以上の方へは一斉配送を予定しております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

国は各自治体に対し、65歳以上の高齢者という表現をいたしました。その範囲内で何歳から優先順位を決めるかは自治体に任せると担当大臣が言われておりました。3,238人に一斉に接種券を発行するほうが事務的には合理的かもしれませんが、何度も言うようにコロナワクチンの安定供給ができない状況下では、100歳以上とか90歳以上とかというように丁寧に対応することが必要ではないかと思いますが、担当課はどのように考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

国が示しております接種券の発送区分につきましては、75歳以上と65歳以上75歳未満に一応分類はされておりますが、発送時期につきましては同時期を予定しております。理由といたしましては、65歳以上の方が入所されている介護施設などについては同施設内で一斉の接種が考えられますので、一応一斉配送ということで予定しております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

ワクチン接種が始まったら、政府の指針では予診から接種まで1人3分と打ち出されております。ワクチンの接種は肩になりますので衣類の脱着に時間がかかります。高齢者になればなるほど一つ一つの動作に時間がかかり、3分ではとても時間が足りないとの専門家の意見もありますが、それについての対応はどのように考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。集団接種を想定してお答えいたします。

集団接種の場合は、医療機関より1日2時間程度、2名の先生方の協力を得て予診を実施していきたいと思っております。ワクチンの接種者数については、開始当初1日40名程度を想定しておりますので、お一人の予診には3分以上の時間がかけられるのではないかと見込んでおります。また、先生方の予診の前には保健師等が事前の予診票のチェックを行いますので、記入漏れ等がないように対応したいと思います。現場の状況に応じて随時接種者数の調整を行いながら実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

ワクチン接種の方法といたしましては、集団接種と個別接種、両方を併用などがあります。個別接種では練馬モデルと呼ばれるものが推奨されております。ワクチンを小分けにして約250か所の診療所へ配送して、かかりつけ医などによる個別接種をするということですが、太良町としてはこの個別接種に対してどのように考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

当町におきましては、今のところワクチンの供給量が少ないということが見込まれておりますので、ひとまず町内の医療機関の先生方に、3か所ございますけれども、個別接種として実施することとしております。その後はワクチンの供給状況に応じまして集団接種も計画して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

ワクチンの接種を受けたい人は予約をするようになっておりますが、例えば予約をしていてもその日時に会場に来なければ来なかった人の分が無駄になります。そのような場合にはどのような対策を考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

ワクチンの接種予約については全て町が受付を行うこととしております。接種当日にどうしてもキャンセル等が発生することが考えられますので、キャンセル待ちの接種枠を確保する対応を考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、コロナワクチン接種に対し、移動手段のない高齢者の方たちに対してはどのような対策を考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

昨年10月よりコミュニティーバスができておりますけれども、それと町が独自で実施します65歳以上の方を対象としたタクシー券の御利用をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

コロナウイルスワクチンにつきましては、病原性を弱めたウイルスを投与する従来のワクチンとは違って、人工的に作成をしたメッセンジャーRNAという遺伝物質を体内に投与します。投与された体内では人の細胞で新型コロナウイルスのたんぱく質の一部が生成され、免疫に記憶されると、免疫細胞の働きでウイルスと闘うための抗体が作られ、本物のコロナウイルスが入ってきても速やかに排除される仕組みができます、このようなコロナワクチン接種に対し、十分な理解ができていない人に対しては、どのような方法や対策を考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

今回のワクチン接種につきましては、基礎疾患をお持ちの方、特に65歳以上の方には多いかとは思いますが、基本的にはかかりつけ医で個別接種をお受けいただきたいと考えております。医療機関の先生方にもこのワクチンの接種についての御説明等の御協力をお願いしたいと考えております。

また、ワクチン接種券の送付に当たっては、ワクチン接種に関する詳細なお知らせを接種券と同時に予診票と同封をしたいと考えております。町民の皆様方には全戸配布とか町報とかホームページとかケーブルテレビなども活用して、ワクチン接種に関する具体的な内容についてきめ細やかにお知らせしていくことを考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

コロナワクチン接種の副作用について担当課はどのように考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

一般的にワクチンの接種後にはワクチンが免疫を作るための反応が起きるため、副反応が生じる可能性がございます。ファイザー社のワクチンでは、接種後に注射した部位の痛みとか疲労とか頭痛、筋肉、関節の痛み、それと発熱などが見られます。これは、普通のワクチンでも見られる症状ではございますが、こうした症状は数日中には消失して回復しているようでございます。

2月17日から実施されている日本の医療従事者の皆様を対象とした先行接種では、アナフィラキシーの発生事例が、確認しましたところ、昨日9日の時点で17名報告されております。ただ、いずれも事例に対しての投薬、治療が行われて、軽快、回復をされているような状況です。

国においては、今後もワクチンの接種後の症状の調査がずっと行われますので、安全性に関する情報も提供されると思いますので、担当課といたしましては日々の情報収集に努め、安全性の確認をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

コロナワクチン接種は基本2回となっておりますが、1回の接種でも85%発症を抑える効果があるとの研究発表があっております。ワクチン不足で接種が2回できる人と1回もできない人との格差が生じるおそれもあります。担当課はこの点についてどのような考えを持っておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

今回の新型コロナワクチンは2回の接種をもって国の承認が得られております。ワクチン接種については、国からのワクチン供給量がまだまだ少ないですので、供給量と国が示す優先順位に従い、計画実施していくこととしております。

さきの御質問でもお答えいたしました。現時点では太良町へのワクチンの供給量が少ないため、今後ワクチンが十分に供給できる状況になりましたら、迅速かつ安全に実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

新型コロナワクチンは原則として住民票のある市町村で接種をする、接種するかどうかは個人の判断で決める、接種については公費で賄われるとなっております。人口の一定以上が免疫を持つことでほかの人への感染が減って流行しなくなる、集団免疫を獲得するために国を挙げて推進する事業ですので、当然私たちもそれを一人でも多く接種していく国民の義務が生じてきます。国の主導で動くコロナワクチン接種ではありますが、自治体としてはいつどのような状況であろうと対応できる体制づくりの必要性があると思っておりますが、担当課はどのように考えておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

この新型コロナワクチン接種につきましては、新型コロナ自体が未知のウイルスでございまして、ワクチンも大変短い期間に臨時承認を得ております。副反応も先ほど御説明いたしましたけれども、副反応も生じることによって、町民の皆様もいろいろな接種したほうがいいか、しないほうがいいかという不安を大変持っていらっしゃるのではないかと思いますけれども、しっかりと情報を提供して、先生方をはじめいろんな皆様の御協力を得ながら、努力義務ではございますけれども、国民の7割が抗体を持たなければこのウイルスは収束ができないと言われてしますのでしっかりとPR等、接種勧奨、強制ではございませんけどやっていきたいと思っております。

現時点では国から示されるワクチンの供給量がとても十分とは言えません。ファイザー社のほうは今後生産力をどんどん増すとと言われておりますので、いずれ全国全ての市町村に、65歳としまして3,600万人ほど国民いらっしゃいますので、十分に皆様方に2回接種ができる体制ができるのではないかと考えています。

ただ、今回の太良町の接種計画につきましてはワクチンの供給量に左右されますので、体制についてはまず全庁的に職員みんなで取り組む体制を整えたいと思っております。それと、町内の医師会の先生方にも御協力をいただきながら体制を整えてまいります。

今回の新型コロナウイルス感染症に関しましては日々新しい情報が更新されておりますので、担当課といたしましては正しい情報を的確につかんで柔軟に対応してまいりたいと思っ

ております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

世界中がコロナウイルスワクチンの取り合いになり、製薬会社と契約はできても、実際にワクチンがいつどれだけの量が輸入されるかの見通しが全く立たない中での事業になります。ほかの自治体からも計画が立てられないとの批判が相次いでおりますが、太良町といたしましては冷静に事態を見守りながら、町民の皆さんの不安を取り除きながら、高齢者の方の希望をかなえるために全力で取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2番目の敬老祝金についての質問に移ります。

久しく途絶えていた敬老祝金が復活して今年で3回目を迎えますが、これまでの実績と今後の施策について、1点目、1年目と2年目の対象者はそれぞれどれぐらいか、2点目、敬老祝金として町内の商品券を配布されているが、1年目と2年目の使用実績はどうなっているのか、3点目、1年目と2年目の敬老祝金の配布対象者が違っていたが3年目はどうするのか、以上、3点の質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、敬老祝金についてお答えします。

1番目の1年目と2年目の支給対象者についてであります。令和元年度は490人、令和2年度は729人に支給しております。

2番目の敬老祝金の使用実績についてであります。1年目に817万円、2年目に876万円、2か年度合計で1,693万円分の商品券を支給しております。そのうち本年2月18日現在で1,259万5,000円分が使用されております。

3番目の支給対象者についてであります。令和3年度は令和2年度と対象年齢を同じとしており、支給対象者数は803人を見込んでおります。なお、令和2年度に支給対象の年齢を拡張したのは、待永議員から、町民から対象年齢の拡張を望むといった御意見、御提案をいただいて、見直しをしたところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

敬老祝金の1回目と2回目の経費はどれぐらいかかっているのでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

敬老祝金の1回目と2回目の経費でございますが、2か年度合計で約90万円ほどの経費がかかっております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

敬老祝金の対象者を75歳からと定めてありますが、75歳と定めた根拠はどのようなものか。また、この祝い金の目的として、町内に居住する高齢者に対し、その長寿を祝福し、敬老の意を表するとありますが、担当課の長寿に対する認識はどのようなものでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

敬老祝金の配布対象の根拠でございますけれども、これにつきましては考え方次第であると言わざるを得ないところがありますけれども、基本的には後期高齢到達年齢が75歳ですので、そこをもって敬老祝金の配布対象と決定させていただいたという経緯がございます。

また、75歳というのが長寿としてどうなのかというような御趣旨だったと思えますけれども、現代では75歳と言えばそれほど長寿とは言いがたいところではありますけれども、祝い金の支給開始の年齢としては町としては妥当であるというふうに判断をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

1年目と2年目で使用されていない400万円弱の扱いについてはどうされているのか。また、今後はどのように扱っていくつもりでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

配布いたしました商品券は太良はっぴーカード会から町が商品券を購入した形を取らせていただいております。そのため、そのお金ですけれども、商品券が使われたお店ははっぴーカード会事務局に換金しに行くまでの間は引当金として保管をされているものでございます。それが今400万円ほど引当金としてずっとはっぴーカード会が保管をされているということになります。

この商品券ですけれども、配布をいたしました高齢者の方々が町内のお店で使用されない限り、はっぴーカード会はこの引当金をずっと保管しなくてはいけないというような状況が続いておるところでございます。これに対しまして担当課といたしましても、はっぴーカード会がずっとそのお金をにぎっとかんといかんわけですので、資金管理につきましても事務負担となっているのかもしれないというふうに想像をしているところでございます。また、地域経済の発展のためと、振興のためということで商品券を使用したところでございますけれども、まだ約25%ほど残っているということですので、早急に経済のためにも使用をしていただきたいというふうには考えているところでございます。担当課といたしましては、このままずっとしていくと、御高齢の方々というのは儉約される方も多し、何かのためということですとずっと保管をされていることも想像されますので、なるべく早く使ってくださいというふうに周知をしたいというふうに、働きかけをしたいと思っております。

今のところ課内での腹案ではございますけれども、はっぴーカード会と協議をいたしまして配布したはっぴーカード会の商品券について有効期限を定めて、何とか消費を早くしてもらいたいというふうな形ではっぴーカード会と協議をできたらなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

太良町敬老祝金支給要綱第5条の2に、祝い金は受給資格者の指定した金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うものとするがあります。ただし、当分の間、同額分の商品券の配布に代えることができるものとするがありますが、どうして商品券の配布になったのでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

これにつきましては、要綱上は御指摘のとおり現金で支給することが前提となっておりますが、当面の間ということで商品券を使って配布をさせていただいてるところですが、これは冒頭申し上げましたとおり、地域経済の振興に寄与できるのではないかと、この事業がですね、ということで商品券を使わせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、商品券を使用できる対象の店舗はどれくらいあるのか。また、その使用先の利用は公平な形で行われているのでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

太良はっぴーカード会の商品券を使わせていただいているということでございますので、当然太良はっぴーカード会の加盟店の店舗でのみ使えるということになります。これが町内で33店舗でございます。

公平にどこでも使えているのかという御質問は、恐らくどのお店でも満遍なく商品券が回っているのかという御質問なのかなというふうに思いますので、それにお答えいたしますと、太良はっぴーカード会の事務局に聞き取りをいたしましたところでは、どこかの一方に偏っているということはなく、金額の大小は分からないですけれども、いろんなところで使われていますよというような口頭のお返事はいただいたことがございます。正確にはデータの積み上げを今のところやっていないので分からないところではございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

どうして当分の間という曖昧な表現なのでしょうか。また、当分の間とは担当課は具体的

にどれくらいと考えておられますか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

当分の間といいますのは、当面これでいかせていただきたいという、先々どう変わるか分からないけど、今のところはこうさせていただきたいという要綱のつくり方にはなっているところがございます。

なお、担当課として当面の間というのがどれくらいかという御質問ですが、これにつきましては私ども担当課といたしましてもきちんと決めてはおりません。大体事務事業のスパンといたしましては、3年とか5年を一つの目安として考えることはあると思います。どうなるか分からないですけれども、1年目、2年目で400万円ぐらいのまだ商品券が使われていないという状況、これが3年、4年と続いたらどどんたまっていくということであるならば見直すことも必要なのかもしれませんが、そこら辺のところは町長と協議をいたしまして実績に基づいて何が一番いいのかと、どういったやり方が一番いいのかというのを考えながら、当面の間の間をどこに設定するのかというのを決めていきたいというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

行政として一石二鳥あるいは一石三鳥の効果を狙った施策も大事だとは思いますが、一番大事なのは祝い金を支給された資格者の方の使いやすい方法ではないでしょうか。例えば病院代や施設利用料などにも現金でもらったほうが使いやすいのではないかと考えますが、どうして現金で支給されないのでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この祝い金につきましては、要項のつくりの前提といたしましては現金ということになってはおりますけれども、この祝い金の支給につきまして太良はっぴーカード会のほうからも自分のところの商品券を使用させていただくことはできないかというような打診もあったことは事実でございます。また、町といたしましても、現金で支給をいたしますと消費が町外に出ていく可能性が高いということ、また貯蓄に回って消費喚起がなかなか効果が薄れてしまうというようなこともあると思います。そういったことから、現金ではなく商品券で今のところは対応させていただいているというところがございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

今までの傾向を考えますと、祝い金等に関しましては子育て年代に集中しておりました。うがった見方をすると、少ない人数に対する予算はあまり膨らまないからではないかと推察

できます。しかし、町長の公約でもあり、どんどん増えていく高齢者への施策ということで非常に注目をされております。

昨年も敬老祝金については一般質問をいたしました。ある年齢の方へは公平に行き渡るようにしていただきたいと訴え、大分是正されましたが、完全に不公平感がなくなったわけではありません。今後高齢者がどんどん増えていく状況の中で、敬老祝金を存続させていくためには、限られた予算の中でどのように計画をしていくつもりでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、高齢者の人口ですけれども、今の推計では2030年までは75歳以上人口は右肩上がりに増加をしていくことが予想されております。なので、令和3年度で予算の見込みを立てているところでは約1,000万円ほどの商品券の発行金額となりますので、同額をずっとそのまま続けたら同額規模のお金がかかると、資金がかかると、予算がかかるということとなります。こういった形でこれを維持していくのかということをございますけれども、これにつきましては財政状況を見ながらということしか今のところお答えすることができないと思います。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今回も前同様、町民の方の意見を聞いてきました。敬老祝金を頂いてうれしいが、商品券では利用できる所が少ない。欲しい物が買えるように現金にしてほしい。多良地区90代女性。町から頂くものだからうれしいが、自分が本当に使いたいものが買えない。利用できる所が少ないし品数も少ない。もっと何にでも使えるように現金にしてもらったらありがたい。多良地区90代男性。敬老祝金、楽しみにしているが、より有利に使えるよう現金にしてほしい。糸岐地区90代男性。商品券では欲しいものがあったとしても利用できる店が少なくてありがたみが半減する。たとえ少額でも現金のほうがうれしい。糸岐地区90代女性。私は80歳になるが、まだ一度も祝い金の恩恵にあずかっていない。広い範囲で使える現金のほうがありがたい。特に高齢になれば病院へ行く機会が増えるので、その支払いなどにも充てたい。大浦地区80代男性。限られた店舗での利用しかできないので、商品券を使うためにはあまり欲しくない品物を買う結果になってしまう。釣銭も返ってこないので損をしたような気分になる。現金にしてほしい。大浦地区90代女性。太良町敬老祝金要綱にも本来現金で振り込むように定めてありますので、一日も早く本来の姿に戻してほしいと思いますし、町内の皆様の意見の代表として、先ほど述べましたように現金支給を望む声が上がっております。

町長の施政方針の中に、この敬老祝金については関係者方々の御意見を踏まえて、さらに検討を重ねながら、引き続き実施してまいりたいとあります。明治、大正、昭和、平成、令和を生きてこられた高齢者の皆様が喜んで敬老祝金の恩恵を受けられるよう、使いやすい形

での敬老祝金施策をしていただきますよう重ねて要望いたしたいと思います。

続きまして、3点目のコミュニティーバスについての質問に移ります。

念願だった公共交通コミュニティーバスの試験運行が始まって5か月が経過をし、今年4月からは本格運行となりますが、このコミュニティーバスについて、1点目、試験運行が始まってからの乗車人数はどれぐらいか、2点目、一度も使用人員がいない路線やバス停はどれぐらいか、3点目、試験運行を通して今後の課題として見えてきたものはあるのか、以上、3点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の3点目、コミュニティーバスについてお答えします。

1番目の試験運行が始まってからの乗車人数についてであります。令和3年2月末日までの5か月間で2,953人の方に御利用いただいております。

次に、2番目の一度も利用のない路線やバス停の数についてありますが、令和3年2月末日までに一度も利用のない路線というのはございません。また、一度も利用のないバス停については、全115か所のバス停のうち13のバス停が未利用となっております。

次に、3番目の試験運行を通じて今後の課題として見えてきたものについてであります。現状では本事業の実施に際して目標として掲げていた利用者数を下回る結果となっており、今後においては利用促進策の強化が課題と考えております。

また、さきに実施したアンケート調査において町民の皆様からも様々な要望が上がっております。それらの要望にできる限り応えていきたいという思いでございますが、限られた予算でありますので、全ての要望にお応えすることは不可能であります。皆様からの要望等につきましましては、有効性や効率性などの観点に基づき、見直し等も含め、しっかりと精査しながら、持続可能な事業となりますよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

念願だったコミュニティーバスがやっと運行します。コミュニティーバスに関しましては、6年前、議員になって1か月ほどの9月議会で初めての一般質問で提案をさせていただきました。やっと動き出したコミュニティーバスに私個人といたしましては特別な思いがあります。運行したからにはたくさんの人に利用してもらいながら、より利用しやすい運行を目指すことが存続していくための絶対条件ではないかと考えます。担当課としてはコミュニティーバスの運行目的は何だと考えておられますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

コミュニティーバスの運行につきましましては、高齢者や障害者の方々など交通弱者の移動手段の確保をすることを目的として実施している事業でございます。町民福祉サービスの向上

に寄与する事業だと考えているところでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

コミュニティーバスの利用者のほとんどがしおさい館と太良病院の利用者だと思いますが、この現状に対してはどのように考えておられますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内のとおり、利用者の多くが高齢者の方でございますので、事業を検討する上でもしおさい館や太良病院へ行くための利用が主になるということはある程度予測をしていたところでございます。そのため、全10路線のうち7路線については、しおさい館や太良病院を通るルートを設定したところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

大浦線で里、野上、中畑の方たちが大浦方面に買物に行こうとしても行けないという状況がありますが、これについてはどのように考えておられますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御指摘のとおり里、野上、中畑地区の皆さんから、大浦駅方面へ向かうコミュニティーバスについては現在運行していないため、そういった方々から要望もあつてるところでございます。しかしながら、現在2台のコミュニティーバスで町内一円を運行している、10路線を運行している関係上、新たな路線を今の段階では新設するということは、現状で申し上げますと非常に困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、大浦から多良まで用事や買物があつても、コミュニティーバスの帰りの便まで時間があり過ぎて利用しにくい状況もありますが、これについてはどのように考えておられますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

確かに多良から大浦方面への便については、火曜日、木曜日それと土曜日の週3日計6便、そのいずれの便も役場を出発する時間が午後3時過ぎということで昼間の便がございませんで、待ち時間が長くなるといった問題も生じております。この件につきましては、新たに昼の時間帯の便を組むということは、先ほどの答弁とも重なってくるんですけど、現状のコミュニティーバス2台の運行体制では不可能であると考えているところでございます。

それともう一点、祐徳自動車が今現在運行されている生活交通路線バス太良線というのがあります。そちらのほうとの競合の問題もあり、事業者との協議も必要となりますので、調整にある程度の時間を要するものと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

大浦からの最終回送便を多良までの直通便として利用できるような要望に対してはどのような検討をされたのでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

先月2月16日に開催いたしました太良町地域公共交通合同会議において、回送便を利用した新規路線の追加として議題に取り上げております。その中で、委員の皆さん全ての方から承認を得ることができましたので、先月下旬に九州運輸局のほうへ事業計画変更認可申請書を提出し、現在その認可を待っているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、バス停の廃止、移転、新規作成についてはどのように考えておられますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

バス停の廃止、移設、新規設置についてはそれぞれ九州運輸局の許認可を必要とする事項でございますので、できる限り現在のままでいきたいと考えています。しかしながら、今後の状況により新たな路線を設ける場合には、当然新規バス停の設置が必要となりますので、その際には必要に応じ、できる限り必要最少のバス停を設置したいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

令和元年12月議会で鹿島市が行っている買物支援の提案をいたしました。そのときの担当者の答弁は、コミュニティーバスの運行が始まったら大いに利用されるよう啓発していく必要があるとのことでした。今後は誰も乗車しない時間帯を利用して、各地区ごとの買物用バス直行便なども考えていく必要があると思いますが、今後の検討課題としてどのように考えておられますか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

町民福祉の増進という観点から捉えれば、議員御指摘のとおり、買物に不便を来しておられる方に対する移送サービスの提供ということも一考の余地があるのではないかと考えております。しかしながら、先ほどから答弁しておりますとおり、現在のコミュニティーバス2

台での運行体制では、予算の面も含め到底対応不可能と言わざるを得ません。また、運行事業者との調整も当然必要になりますので、現在のコミュニティーバス事業での実施には限界があり、他の運行方法等も含めたところで総合的な検討が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

コミュニティーバスの利用者がどんどん増えて、2台のバスでは足りない状況になれば、バスを増やすことも考えなくてはなりません、今ある2台のバスを最大限に利用しながら、一人でも多くの町民の皆様に利用しやすい運行を考えていくのが私たちの務めではないかと思えます。

今回の私の質問は、3点とも町民の皆さんが利用しやすい仕組みづくりの提案でした。常に町民さんの思いに応える、町民さんのために働く太良町役場であることを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番通告者、山口君、質問を許可します。

○1番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をします。

議長、これ3点上げてるんですけども、1つずつ回答いただいても大丈夫ですか。

○議長（坂口久信君）

山口君、3点上げとっけん1問目からずっと、1番から。

○1番（山口一生君）

1つずついいですか。

○議長（坂口久信君）

1番ば言うて。

○1番（山口一生君）

はい。

○議長（坂口久信君）

どがんしとっとかね、ちょっと待ってよ。あんたが上げとっを一番最初言ってから、1番、2番、3番って行けばよか。質問をぺらって言ってしもうてからさ。

○1番（山口一生君）

ああ、分かりました。

○議長（坂口久信君）

町長が答弁できんとよ。

○1番（山口一生君）

分かりました。

令和2年度は3月ぐらいからコロナによる社会の混乱から始まって、それに輪をかけて7月の豪雨の災害、台風10号、風の被害。台風10号に関しては直撃はせんやったけん、まだ助かったかなというところでした。それで終わるかなと思いきや、職員の逮捕、起訴、そして有罪判決という本当に寝耳に水というか、それがもう本当に波状攻撃みたい町に襲いかかってきたような、そういう年だったかなと思います。これまで対応を想定してなかった感染症とか大いなる水害とか行政への不信とか、そういうものに関して役場の職員の皆様も残業しながら物すごく負荷が高かった1年だったのかなと思います。

この3月の予算をつくられるに当たって、町民の生命、財産を守り、健やかな暮らしを実現するに当たり、行政への不信を抱えたままでは町民の協力も得られにくいのかなというふうに思います。そこで、今後の町運営に際し、もう一度町民と行政が一丸となって、太良町をよくしていこうという気持ちになれるようにしたいなと私は思っています。

そこで、今回上げられてる予算の中身について質問をさせていただきます。

まず第1に、コロナウイルス感染症による経済的ダメージが今後本町にもさらに波及することが予想されています。本町として経済を守り立てる施策は何か。特に人口減少による地域活動の鈍化に対する対策はあるか。

2点目に、災害におけるリスクを最小化するために、7月豪雨から何を学び、新年度の取組として行うのか。また、その策が危機管理において十分であるという根拠は何か。

3つ目に、行政への信頼を取り戻すために職員の資質向上への投資が必要だと考えますが、具体的な取組はどのようなものがあるのか。

以上、3点についてお答えください。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の令和3年度予算についてお答えします。

1番目の、本町としての経済を守り立てる策は何か。特に人口減少による地域活動の鈍化に対する対策はあるのかについてありますが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急経済対策として、旅館・飲食店応援キャンペーン事業に始まり、中小企業等事業継続支援事業、農業・漁業経営者事業継続支援事業、地域共通商品券給付事業など、旅館や飲食店など町内各事業所の事業継続のための支援や地域内の消費活動の活性化を図るための支援策に取り組んでまいりました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の収束を願いつつ、観光客誘客事業補助金として3,670万円の予算を計上しております。本年度予算額と比較すると2,150万円の増額となっており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光客の減少により大きなダメージを受けている地域経済の回復に向けた取組を進めていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症については今後の予測が困難なため、新年度予算では観光客誘客事業補助金以外の事業については計上いたしておりません。しかしながら、必要な対策については地域経済の状況をしっかりと注視しつつ、町民の皆様にとって真に必要な施策に時期を逸することなく取り組んでいきたいと考えております。

また、地域活動の鈍化に対する対策については、鈍化の基準が曖昧ではありますが、地域内でのイベントの開催や子育て事業など、地域活動を盛り上げるための事業に対し助成を行う地域づくり事業費補助金や地域コミュニティー活動に必要な備品の購入に対し助成を行う地域再生推進補助金などの事業に取り組みながら、地域活動の維持及び活性化へ取り組んでいきたいと考えております。

2番目の災害におけるリスクを最小化するための新年度取組についてであります。太良町総合計画では総合的かつ計画的な防災体制の整備と推進を図るとともに、町民の防火、防災意識の高揚に努め、災害に強いまちづくりを推進することとしております。

質問において、危機管理において十分であるという根拠は何かということではありますが、7月豪雨や台風10号などでの危機管理の難しさを経験し、災害対策においてはこれで十分ということはありません。新年度取組としましては、施政方針で申し上げましたが、令和3年度から4年度にかけて防災行政無線の整備事業を計画しており、災害対策への迅速かつ的確な情報の発出に努めることとしております。

3番目の行政への信頼を取り戻すための職員の資質向上への具体的な取組についてであります。太良町総合計画では、職員の教育として職員一人一人の能力開発はもちろん、意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としてのつながりを高め、町、民間の合意形成を支援するファシリテーション能力等これから必要となるスキルを向上させる一方で、組織横断的な協力、情報共有が図られるようにしていくとしています。

また、職員の逮捕、その後の実刑に鑑み、二度と起こさないよう職員倫理規程及び随意契約ガイドラインを用いた全職員の研修会を既に実施しており、法令遵守を徹底することで社会的信頼の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

それでは、最初にお答えいただいた経済の部分のところの追加の質問をしたいと思いますけれども、令和2年度はどの程度の事業規模というか予算の規模でコロナ対策をされたのか、もう一度教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

令和2年度の緊急経済対策の予算規模ということでございますけど、合計の金額の資料を今お持ちしておりませんので個別に申し上げたいと思います。

まず、地域共通商品券給付事業ですが、こちらについては約1億4,000万円程度の事業費となっております。それと、中小企業等事業継続支援金、こちらのほうが約7,500万円。それと、旅館応援キャンペーン事業、こちらのほうで約4,000万円。同時にキャンペーンを行いました飲食店応援キャンペーン、こちらのほうが約830万円程度となっております。それと、昨年の県からの休業要請により一時的に店舗が閉鎖されたたらふく館及び漁師の館への休業支援金として、669万円を支出しております。あと、農業漁業者経営支援事業を実施しておりますが、そちらのほうについては今資料を持ち合わせておりませんので答弁はできません。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

先ほどお答えいただいた令和2年度の経済対策について、役場の中のレビューというか、どのような効果があってどのような声をいただいたのか、そういったところがあれば教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

事業の振り返りということになりますけど、まず最初に行った旅館及び飲食店への応援キャンペーン事業、こちらにつきましては今回のコロナ禍において一番影響を受けておられた旅館と飲食店を支援することにより、それぞれの業種のみならず、そこに仕入れ等をされている納入業者の方にもそれなりの効果が波及したのではないかと考えております。また、その両方の事業については町民限定ということで、町民への家計の支援といえますか、そういった効果もあったのではないかと考えております。

次に、地域共通商品券事業ですけど、こちらについては目的が地域内経済の循環、活性化を目的とすると同時に、町民の家計支援という両方の考えで行ったところであり、商品券を配布しております。実績として1億3,300万円程度使用されております。配布額面に対して99%の実績がございますので、1億3,300万円については間違いなく町内の加盟店で使用されていますので、その金額それ以上の効果があったものと考えております。

あと、中小企業等事業継続支援金につきましては、旅館業の方に対して30万円、その他の事業者さんについては20万円ということで、ほぼほぼ予算を使い切るぐらいの申請があり、交付ができておりますので、一時的ではございますが、事業所の経営のために寄与できたのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

地域経済を盛り上げるということで、一連の施策が一定の効果があったのではないかとということで理解をしました。特に飲食店とか旅館とかそういったところは現在もかなり厳しい状況に置かれていて、今後どういうふうに事業を継続していくかというところに大きな不安を抱えられています。

そこで、町の予算というか町のお金からなかなかそういう経済対策を全て行うというのは難しい部分があると思うんですけども、国からの支援というのは令和2年度でどれぐらいあったのか、そして令和3年度でどれぐらいを現在は見えてる数字としてあるのか、そこを教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国からの支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが創設されております。こちらについては、人口規模、感染者の数、それと市町の財政力指数等々により算出されるわけでございますけど、令和2年度の本町への交付額といたしまして合計3億4,216万1,000円、こちらのほうが交付予定となっております。令和3年度につきましては、国の令和2年度第3次補正予算のほうでもこの地方創生臨時交付金の配分が行われております。その額が3年度に全額本省繰越となりますけど、本町分として1億2,934万7,000円、こちらのほうが間違いなく交付される見込みとなっております。今後の状況次第だと思っておりますけど、令和3年度予算としてもこの地方創生臨時交付金については何らかの措置があるのじゃないかなと思っております。ですが、今のところは令和3年度国の予算については情報を持ち得ておりません。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

令和3年度において国から臨時の交付金ということで、今、令和3年度に使えるものが1億3,000万円弱あるということなんですけども、これは時期を見て、適切なタイミングで適切なことをするというふうにおっしゃられてるんですけども、その適切なことをするというのは令和2年度に行った施策に似たようなものを考えられているのか。それとも、例えば広く町民からアイデアを募集して、それを例えば1件当たり100万円とか、そういうふういろいろなアイデアを種を植えていくような使い方をされていくのか、どういう使い方を想定されてるかというのは、今現時点で分かることでいいので教えてください。

○町長（永淵孝幸君）

令和2年度の状況を見て、そして先ほど担当課長が申したように、町民の方からもかなりよかったというお言葉をいただいておりますので、そこら辺を含めて、例えば旅館あたりは

組合がありますので、そういったところと協議したりとか、飲食店組合とか、そういったところは要望はもう既に来ております。ですから、先ほど来課長が答弁しておりますように、国とか県の動向を見ながら、そしてタイミングを見て、そして国から来た分、またさらに来る可能性もあります。もしもあつたら町のほうで、令和2年度も言いましたように、ふるさと納税の財源を活用させていただきながら、遅滞なく取り組んでまいりたいと。そして、町民からの要望といっても、おのおの来て、それを取りまとめるのも時間がかかると。ですから、町民からの要望ということは考えておりません。組織的に何か要望があれば、そういう団体とかから要望があれば、その辺は検討する余地はあるのかなと思いますけど、個々に町民にアンケートを取ったりとか何かということは考えておりません。

以上です。

○1番（山口一生君）

町長先ほどお答えいただいたのが、団体でのそういった要望とか、そういった取りまとめを事前に行った上での要望をされるものについては検討をすると。おのおの町民から一つ一つ上がってきたものについては、量がどれぐらいになるか分からない、さばけるかどうか分からないというところで、そこは検討をしていないということを理解をしました。

実際コロナの影響もあつたんですけれども、最近ノリの不作とかカキの不作とかいろんな海の状況とか、そういったものも変わってきて、根本的にやり方を見直さないといけない部分もあるのかなというのが私の個人的な思いです。いろんな飲食店とか旅館さんにおいても、このまま今までのような形で事業を継続できるのかというような、そういった検討をされてるところも多いと思います。もちろん給付金という形でお金を頂けるといのは誰も嫌とは言わないと思うんですけれども、そういった皆さんの考えをまとめて話を聞くような場も役場として設けたほうがいいんじゃないかなと思います。

例えば団体として組織がないような人の声というのを、じゃあ、どうやって拾うのかという話になつと思うんですよね。団体で来んぎ話ば聞かんよという話やっぎ、ああ、じゃあ、おい何も言われんとたいという人の結構おんしゃつとじゃなかですかね。そこについてはどがん思いしゃつですか。

○町長（永淵孝幸君）

逆質問はよかでしょうか。

○議長（坂口久信君）

どうぞ。

○町長（永淵孝幸君）

団体以外の方の要望を取りまとめるという方法ですけれども、案があれば教えてください。

○1番（山口一生君）

まずもって、人が役場に押しかけてきて、わあわあというのを私は言ってるわけではなく

て、例えば農業をされてる現場とか、漁業されてる現場とか、飲食店の現場とか、旅館さんの現場とか、建設の現場とか、そういうところにもっと私は職員が出向いてもいいんじゃないかなと思うんですよね。私、役場を見渡して、ああ、座ってる人多いなあって思うんですよね。それで本当にいいアイデアが出てくるのかなという。

そこで、例えばそういう集会というか、開くのが難しいというのはもしかしたらあるかもしれないんですけども、例えば区単位でそういう声を感染症に配慮した上で聞きますという場を役場が設けてもいいんじゃないかなと思うんですよね。それについてはどう思いますか。

○町長（永淵孝幸君）

先ほど言いましたように、旅館組合とか飲食店組合も既に困っている関係で要望に見えております。そういったところにもう行く必要はないと私は思うんですよ、職員がね。要望があって、ここに困っているからというようなことで見えておるわけですから。ただ、農業とか何かについても、漁業ももちろんですけども、職員がいろいろな現場に仕事の関係で出ております。ですから、そういったところでも声は聞いてきております。ですから、例えば話は違いますが、イノシシ、有害鳥獣で大分困ってるとか、ノリも食害で困ってるとか、そういうお話も聞くわけですよ。ですから、そういったところに対していろいろな対策を講じて支援をやってるつもりです。

それで、職員が用聞きじゃないですけど、一つ一つ回ってじゃなくて、困ってる方がいらっしゃるならば担当課へでもいいですから来て、こういったところで困ってるから何とかしてもらえないですかという提案でもしていただければ検討をする余地はあるのかなと。これは前から言っております、うちは全国同じような組織が97団体あって、下から4番目なんですよ、職員が少ないのがですね、もう圧倒的に少ないんですよ。そんな中で職員も2役3役としながらやっております。ですから、逆に行政が用聞きじゃなくて来ていただければ幸いと、このように思っておりますので、今後私はそういった方が来るのを拒むところは何もないと。ですから、いろいろなそういう要望等があれば役場等にも出向いてくださいというふうなことを言っておりますので、今議員言われるように、コロナ対策の支援関係で特別に職員が出向いて回るというようなことは考えておりません。

以上です。

○1番（山口一生君）

個人的に話ができれば役場にきて話をしてくれというので理解をしました。

もし、個人の方が役場に出向けないということもあると思います。日々朝から晩まで仕事をされて、言いたかことあるけど、言いに来いって言われたけど言いにいきえんと、そういう人もたくさんおんしゃっでしょう。それに、役場に来んぎ、その声はなかったことにするという話に聞こゆつとですけど、そういうことをおっしゃってるんですかね、町長。

○町長（永淵孝幸君）

私はそういうことは言いよらんとですよ。例えば自分が役場に出向くことができないならば、区長さんとか生産組合長さんとかいろいろ相談して、そういった方にも相談されていいと思います。来いえん人に出てきて相談せんですかと、そういうことは言いよらんとですよ。ですから、いろいろ要望があるならば、私は町民の声を聞くと言ってるわけですから、どうしても何かあって今日は来いきらんなら、あしたも仕事が忙しいからとなれば、例えば雨の日とか何かでもいいわけですよ。どうしても自分が365日で来いきらんとなれば、ほかの方にも相談して、代わりにぎゃんことば言いや行たっくれんかいとかというようなことで相談してもらえればと思います。

以上です。

○1番（山口一生君）

民間のほうはコロナと災害といろいろあって、はっきり言って疲弊してます。今後どういうふうになるか、経済になるか、それも先行きが不透明な中で、日々みんな頑張ってますので、何かそこにちょっとでも寄り添ってもらえたらなと思ってます。

次の防災関係のお話に移……。

○町長（永淵孝幸君）

町民さんも疲弊しとつということは分かるとるわけですよ。国民皆さんですよ。ですから、先ほど言いましたように、令和2年度も、これで満足されていないかも分かりませんが、しかし精いっぱいうちの財源のある中で、また国からの交付金を活用しながら、そして町民さんにも精いっぱいのコロナ対策として経済支援をやってきたつもりです。ですから、そういったところで、私はこれで皆さんが満足して、疲弊してないとは言っておりませんので、そういったことは誤解しないでください。

以上です。

○1番（山口一生君）

もう一度戻るんですけど、行政の職員さんというのは基本的に公務員ですよ。なので、月にもらうお金というのは、減額とかというのも前ありましたけども、基本的に変わらない中で日々安定した暮らしを送れるというのがあります。しかし、一般の事業をしてる方、農業をしてる方、漁業してる方、飲食店を経営してる方、旅館を経営してる方、もう日々キャッシュが入ってこないというところに身を置かれて、身動きが取れないという人も結構いるんですよ。その中で、月々同じ日に何日かに給料が入ってくるという状態の公務員が機動的に今動かなかつたら、何のためにおつとですかという話になつてでしょう。そこをもうちょっと町民に見える形で、さらにさらにさらにとつと私を言ってるわけじゃないですけども、そこにもうちょっと心を砕いてほしいなと思ってる状態です。

じゃあ、次の災害のお話に移ります。

7月に雨がたくさん降りました。いろんなところが土砂崩れを起こして、もう本当に川も

氾濫しかけて、太良町どがんなつとかいねという状態になりました。いろんな今は復旧の作業も進んできて、道路が補修されたり、いろんなところが直ってきてるなどようやく感じられるようになってきました。国との予算の兼ね合いとか災害の認定とか、いろんなところで物すごい事務の工数がかかっているというのは私も理解をしています。

令和3年度また大雨が降ったときに家の裏が崩れたと、そういうときにぱっと何かしら機動的に動けるような予算は今回何か御用意はされてるんでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員御承知のとおり、ひどい災害があつて、家の裏の土砂の撤去でございますけれども、2年度につきましては、それこそ想定外でございましたので予算立てをしておりませんでした。3年度につきましてはそういうところの道路でもない農地でもない、いわゆる想定が家の裏という想定なんです、それについて撤去のための経費を予算立てをしてございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

道路でもない農地でもない場所の復旧、最初の初動の復旧についての予算を確保されてるということで理解をしました。ちなみにどれぐらいの規模で用意されてるんでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

被害の規模に応じておりませんが、予算立ては50万円、重機の借り上げ料ということで予算計上しております。

以上です。

○1番（山口一生君）

50万円というのは1件当たりということでしょうか。それとも、何件あつても50万円の中からやりくりするということでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、規模的にはまだ分からない状態での予算立てでありますので取りあえず予算をつけておまして、緊急に足りない場合は当然補正措置も考えていく必要があると思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

そういった緊急時に相談ができる体制を整えられているということで理解をしました。

まだ復旧が進んでないところも多々あると思うんですけれども、そういったところのめどというか、まだ復旧が進んでないところがさらに今年の大雨によってひどくなると、二次災

害が出るというリスクも十分考えられるんですけども、そういったリスクをなるべく抑えるために今取り組まれていること、もしくは工事の全体の進捗というのはどういったふうになってますでしょうか。

○建設課建設係長（川崎和久君）

お答えします。

工事の進捗についてですけど、道路で申し上げさせていただければ、今回の災害については52か所ほど災害が道路、河川で起きております。その中で24か所については道路ですけど、今年度をもちまして完了する見込みであります。残りの28か所につきましては、新年度早々に設計を発注いたしまして工事に取りかかりたいと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

そういった52か所のうち残りの28か所は新年度に持ち越すということで理解をしました。べらぼうな数の、被害があったところが多数に上るといえるのはあると思いますので、建設会社さんたちといろいろお話をされながら進められるということで理解をしています。かなり建設会社さんのほうも箇所が多くて、全て回り切らないということは分かっておりますので、そういったところの負荷を見ながら、よそから応援を呼ばなきゃいけないような状態も今後あるのかなとは思っているんですけども。建設会社さんとかが工事をされていて、そういったところで箇所が多過ぎてなかなか対応が難しいとか、そこに対して何らかの行政的な支援が必要だとか人員の確保とか、そういった部分についての現状の認識というのはどういうふうになってますか。

○建設課建設係長（川崎和久君）

今回の災害の発注に対しても、町内の協会の会長さん等々のほうから意見を聞き取りまして、ある程度、今年度完了し得る災害の規模で発注をかけているところです。今後も新年度の災害発注に際しましては、そのあたりの町内の協会等々の意見も聞きながら発注のほうをかけていきたいと考えております。

以上です。

○1番（山口一生君）

建設会社さんの中でも特殊な技術が必要な工事等あると思います。また、重機のオペレーションとか、そういったところで技術をお持ちの方というのが年々少なくなっていると、確保が難しくなっていると。その中でこれだけの規模の災害が起きて、何年たっても復旧ができないということも今後5年、10年すればあり得ることだと思いますので、そういったところも支援をぜひお願いをしたいなと思っております。

今回、令和3年度は防災無線の家庭への配備を予算立てをされてるということで、それはいつぐらいに配備をされるような予定になってるんでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

施政方針でも申し上げておりますが、令和3年から4年度にかけてという整備計画でございますけれども、まずもって機種を選定につきましては公募によってプロポーザル方式でという予定をしておりますので、そのような事務手続等々を考えれば、業者さんとの契約が9月か12月の議会には工事費の契約の予算立てができるのじゃなかろうかという、そのような計画でございまして、実際の整備は令和4年度になってからが整備の中心となると認識しております。

以上です。

○1番（山口一生君）

無線の配置について、9月もしくは12月の議会に工事の詳細を上げるということでおっしゃられてるんですけども、今回の梅雨の時期には残念ながら間に合わないようなイメージということですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、現有の防災無線の設備でもって対処していきたいと思っております。以上です。

○1番（山口一生君）

そういった場合に今回いろんな情報がタイムリーに欲しいということをおっしゃられる町民さんもたくさんいらっしゃいます。防災無線もみんなに広く知らせるという方法としては古くから活用されてる方法ではあるんですけども、どうしても例えば避難所がどれぐらい混み合ってるかとか、避難所に本当に車が止めれるのかとか、そもそも避難所が水没してるんじゃないですかというような情報がタイムリーに得られないという問題が去年露呈しました。そういったところで今使える情報通信の媒体としては町のホームページというのがありますけれども、そこへの情報発信の回数を上げるとか、内容をもっと詳細にするとか、もしくはスマートフォンへの通知、例えばSNSを使った方法とか、ウェブを使った情報の周知というものについてどれぐらい検討されてるのかというのを教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

山口議員は12月の議会でもそのような質問をされて、防災行政無線の導入時に検討していくというお答えをしたかと思っておりますが、御質問の件は情報の一括配信ということでタイムリーな情報を広範に情報配信するという、そういう類いの内容でございますが、それも今回の防災無線の整備に係る業者さんのいわゆる提案という中で、審査会でもって一元発信ですか、一括配信について、そのような優位性を持った業者さんを選ぶことになるのかなと

思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

防災無線のプロポーザルを受ける際に、ウェブなどを含めた情報の一斉配信についての知見をお持ちのところを検討したいと。プロポーザルの内容にそういった要項を入れるということになるんですかね。無線機以外のそういった一括配信についても、その中で提案を受けるという理解でよろしいですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

今おっしゃった内容については、業者の優位性ということになるだろうと思っておりますので、そのような方向で審査をしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

先ほど言われた業者の優位性というのを判断するベースというのはどういうところにあるんでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

選定委員会を立ち上げて、そこで専門の詳しい知見のある方の意見を聞きながらやりたいと思っておりますので、私個人ではなかなか判断が難しい問題でもありますし、委員会の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

その選定委員会というのが何名ぐらいの規模になるかというのは全く分かりませんが、なるだけなら男女いろんな年齢の方をその選定委員会に入れていただいて、いろんな世代が求める情報の発信の在り方というのをこの機会に考えていただきたいなど、広く声を募っていただきたいなと私は思っております。

次に、職員の資質向上について。

今回本当に寝耳に水なお話で、職員が逮捕されてしまうという事件がありました。今回倫理教育を含めて、令和2年度も様々なそういった教育をされてるということでありましたけれども、具体的に何回ぐらいこの件に関しての研修教育を行われたのか、既に行われたのか、そこを教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

いわゆる職員の倫理規程と随意契約ガイドラインの研修ということでございますが、事件

を受けまして、全職員を対象に1月22日には行っております。全部で116名が受講しております。

以上です。

○1番（山口一生君）

その教育の成果なのか分からないですけども、私ある町民さんから意見をいただきました。その意見はどういう意見だったかという、最近役場の職員が萎縮してますと。事件もあったけんしょうがなかかかもしれんねという話なんですけども、以前にも増して役場の中が暗いと。いろいろ話をしても、もうここから先はあんまり触れたくないみたいな感じで、以前に増して距離を感じるということを町民さんから私に言っていただきました。

私も事件が起きた後、役場の中がぴりっとしてしまうというのは当然のことだと思うんですけども、雰囲気が悪くなるというのは役場の中も町民にとってもあまりメリットがないような気がします。職員が萎縮せずに、町民さんのためになるように仕事ができるような環境を整える必要があると思うんですけども、そういったところに関して令和3年度はどういう取組を予定されてるのか、現状の認識を含めて教えてください。

○町長（永淵孝幸君）

議員言われるように、職員は今回の事件を受けて萎縮しておると思います。なぜかと申せば、今までやってきたことが法に触れば即、こういう事件があれば逮捕されて、起訴されて、懲役とか刑事罰を食らうというふうなことであれば、自分の仕事をもう一回見直して、本当にこれは大丈夫かということで、職員は物すごく仕事に対して不安を持ちながらも、町民のためにやらにやいかんということでいろいろ葛藤してると思いますよ。ですから、今後私も職員には、あくまでも法、条例、規則、要綱等は守った上でしてくれと。ですから、臨機応変にとちよつとそこら辺はというごた言葉は言われんわけですよ。ですから、職員もそこら辺を、じゃあ、この分がどの部分で法に触れるのか、違反になるのか、そこから入っていかんと仕事ができんと思います。

今、議員も先ほど来話をされておりますようにいろいろな要望とかお話が来ます、職員のところにもですね。そういったときに、じゃあ、これを対応するのは本当にいいのかなとか、そこで即答もできないし、考えていろいろそういうものを見てからせにやいかんと。倫理規程がありますので、そういったことはちゃんと守るようにて口では言えますけれども、実際担当する職員は、今は全てにおいてですけども一生懸命になってやってるわけですよ。法を犯してまでするという職員はいないと思います。しかし、こういう事態が起きたがために職員も、私もそうですよ、職員に少しは町民の声に耳を傾けて、何か困り事で見えたときは相談乗って極力してやるようにというようなことを言うておりました。しかし、そういうことも法に引っかかるとか条例に違反するとかというふうなことがあれば、それをやってくれということとは言えないと。というふうなことで、私自身も今後職員にお話しする上では法、そ

こら辺を守ってくれとしか言えないなというふうなことで悩んでおります。しかし、そこばかりしていったって町民のためにはならんわけですから、役場は町民皆さんのためにある役場ですから、何とか町民の皆さんの声をと、何か私にも実はそういう投書的なこともありました。町長は、疲弊して町民に寄り添うごたっことができんというような発言ばしたばってんが、それじゃなくて、やはり町民に寄り添った行政をやってくださいというお話もあっておりますので、そこら辺は自分もいろいろ職員と一緒に、町民の皆さんに対しても行政運営がスムーズにいくように取り組んでまいりたいとは思っております。職員へももちろんそういった指導をしていきたいと思えます。

以上です。

○1番（山口一生君）

事が事だただけになかなかすぐに笑顔が戻るというところは難しいかなとは私も思うんですけども、本当に活気がある場所にしていただきたいなとは思っています。

答弁の中に、職員の町民間のそういった意見を調整するファシリテーション能力の向上について注目をすると。ファシリテーション能力って一体何のことでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

答えいたします。

そういう研修が県の研修機関のカリキュラム中にもございますけれども、ファシリテーションといいますのは人々の活動が容易にできるように支援し、うまく事が運ぶように段取りをすること。つまり公務員の業務の根幹となるところかなと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

ファシリテーション能力の向上について、令和3年度既に予定している研修もしくは教育、外部の方を呼んで職員に教育をされるとか、そういうことについては今現在予定されていることはありますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

職員一同にと、そういう研修ではなくて、いわゆる研修計画に基づいて、こういう研修がありますのでという感じで、研修担当の総務課のほうから職員に対し周知をして、こういう研修がありますと、ぜひ受けてくださいというふう、そういうお知らせと要望はいたしたいんですけども、全体的に町に講師を呼んでという研修は予定してございません。

以上です。

○1番（山口一生君）

計画をされて、そこが行政職員の現在の弱みというか、まだまだ向上する余地がある部分だということで役場のほうも認識をされてるという理解でよろしいですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりであります。

以上です。

○1番（山口一生君）

そこで人の話を聞く、傾聴するというのを町長も施政方針演説の中で言われてましたけれども、みんな今は話を聞いてほしかとですよ、自分がどういう状況であるかというのをですね。もちろん私も議員として町民の皆さんの声をいろいろ聞いては回るんですけども、私一人でできる限界というのがありますので、役場の職員1人1つ何かそういう話を聞ければ、人のそういった痛みが自分事になって、何かやっぱりせんぎいかんねというような気持ちにどんどんなっていくんじゃないかなと思います。

令和2年度は本当にこれ以上何か来つかいなというぐらいいろんなことがありました。でも、私この前、朝起きて、有明海からばって上がってくる日の出を見てました。ああ、ありがたいなと思って、ありがたいなと。今度は多良岳に夕日が落ちていく様子を見てました。またそこでありがたいなと思いました。コロナに翻弄されて、災害が起きて、事件も起きたけど、そういう自然の営みみたいなものは関係なく日々進んでいくんだなって思って、何か安心した部分もありました。そういう自然の力というのは私は太良町の財産だとは思っているので、そういうところももう一度見直して、令和3年度の町運営に生かしていただきたいなと思っております。

私の質問は以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今の最後のあれですけども、議員言われるように、我々も令和3年度はコロナが収まってくれるのを願いつつ、災害も来ないことを願っておるわけですけども、3年度の予算の執行について、また今予算計上してない部分についても、町民の声を聞きながら、また皆さん方とこうして協議をさせていただきながら、しっかりと町民の声には対応していきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これで2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者、田川君、質問を許可します。

○7番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

今回は、移住・定住政策について、それと小・中学校のGIGAスクール構想の2点について質問します。

まず、1点目の移住・定住政策についてですけど、本町の現在の課題の一つとして人口

減少の問題があるというのは皆さん御存じのとおりだと思います。その人口を維持していくためには人口の流出をいかに止めるか、また入ってくる人をいかにして増やすかということが肝要だと思います。移住・定住の促進は、この問題にとって大いに有効な政策だと思っております。

全国的に見ますと、地方創生の取組が進む中、行政や民間による地場産業の振興、移住者の受入れのサポート、また学生の県外からの受入れなどなど、様々な取組によりまして移住者の増加を実現している市町村も現れていると聞いております。また、昨今、新型コロナウイルス感染症問題でリモートワーク、テレワークが全国的に広まりまして、これにより都市部から地方へ移住するという、関心を持つ方々が増加しているということもまた聞きます。一方、佐賀県でも佐賀県移住ポータルサイト、サガスマイルを立ち上げられまして、県内への移住を支援してるところであります。このような状況の中、本町の移住・定住政策はどうか質問していきたいと思っております。

それでは通告書を読みます。

移住促進について。

人口減少が続く本町にとって、移住による人口増加対策は喫緊の課題と考えます。現在の移住者対策を問います。

1点目、近年の移住者の推移はどうか。2点目、移住者募集のための事業として何をやっているのか。3点目、移住希望者の住まい、就業などに関して支援策はあるのか。4点目、これまでの課題とこれからの移住促進についてどう考えているか。

以上、4点、答弁をよろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の1点目、移住促進についてお答えします。

1番目の近年の移住者の推移についてであります。移住に関する明確な定義というのがございませんので過去5年間の転入者数で申し上げますと、平成27年度が211人、平成28年度が195人、平成29年度が189人、平成30年度が286人、令和元年度が169人となっております。

次に、2番目の移住者募集のための事業についてであります。ハード面での支援策といたしましては、定住促進住宅整備事業により平成29年度に40戸、今年度事業として12戸、合計52戸分の整備を行っております。また、空き家情報バンク制度や空き家の改修費用等を助成する移住・定住促進事業補助金制度等に取り組んでいるところであります。

ソフト面での支援策といたしましては、佐賀県主催の移住相談会への出展や首都圏からの移住者に対する移住支援金事業などに取り組んでおります。

次に、3番目の移住希望者への住まい、就業などに関する支援策についてであります。先ほども答弁しましたとおり、住まいに関する支援策といたしましては定住促進住宅の整備や移住・定住促進事業補助金制度を実施しております。就業に関する支援策といたしまして

は、ハローワーク及び佐賀県が運営している、就業者募集情報を掲載したさがUターンナビなどにより求人情報等を紹介しております。あわせて農業への新規就農者に対しましては、農業次世代人材投資事業費補助金や親元就農給付金を、また漁業への新規就漁者に際しましては親元就漁給付金を支給しており、令和3年度からは漁業従事者事業継続支援給付金の支給も予定しております。

次に、4番目のこれまでの課題とこれからの移住促進についての考えについてであります。移住に関し必要な要素として、住居、仕事、環境などの要素が考えられます。特に住居については本町には民間アパートが極めて少ないことから、これまで定住促進住宅の整備及び空き家の利活用を重点的に推進してきたところであります。しかしながら、現在でも需要に対し十分な供給ができておらず、現状での最も重要な課題といたしましては、移住者のための住居をいかにして確保していくかということだと考えております。

これからの移住促進につきましては、本町独自の子育て支援策を施しながら、民間活力も含めた住宅取得の可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

それでは、1点目の近年の移住者の推移はどうかという点から聞いていきたいと思っております。今の答弁で移住者の数ははっきり分からないけれど、転入者については大体200名前後ぐらい近年転入者がいるということでしたけど、町外から町内の転入者の理由として、こういった理由で転入されてこられるのかという、そういったものは分かるでしょうか、どうでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

移住の理由ということでございますけど、移住者全ての移住理由の把握は困難であります。総合戦略の効果検証及び住民ニーズを調査するために、住民異動手続者に対して任意でのアンケート調査を実施しております。

その結果といたしましては、一番多かったのが、家業の承継や離職による帰郷、また就職のためなど仕事に関する理由でございました。2番目に多かったのが、父母の介護、死亡など家族に関する理由でございます。3番目に多かったのが結婚のためという回答結果を得ております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

任意で転入されてる方々にアンケートを取られてるということで、1番、2番、3番とも実家の都合ということだと思っておりますけれど、それはもともと太良町に住んでられる方ですから戻ってこられることも多々あると思っておりますけど、本町ともともと縁もゆかりもない方がど

うやって太良町に来られたかという、そういったものの情報なり何なりは持っていらっしゃいませんでしょうか、分析なりは。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

本町に縁もゆかりもない方の移住実績については、転入届を提出される際に直接窓口でお尋ねするわけにはいかないため、正確には把握しておりませんが、本町の自然や食の魅力、子育て支援策、そういったことに魅力を感じて移住されている方がおられることは幾らかは把握しております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

なかなか個人情動的なものがありまして聞けないと思いますけれど、例えば今回4月から大浦の亀ノ浦地区に定住促進住宅に12戸入られますよね。その中でももともと太良町民じゃない方が2戸入られるということも聞いておりますので、例えばそういった聞きやすいところから情報を集められて、どういったところが太良町は魅力があるのか、意外と私たち住んでから分かりませんが、外から見てどういったところが魅力あるかなんていうのは外から見た方が見えやすいということもありますので、そういった情報も集めてもらいたいと思います。

それで、2番に移りますけれど、2点目、移住者募集のために事業として何をやっているかということで、ハード面としては定住促進住宅の整備、パレットたらとサンモールおおうらですね、今度4月からできますけれど、それで52戸造られたと。あとは空き家バンクですとか補助金制度。それと、ソフト面では移住者の相談会等々をやっておられるということでしたけれど、移住される方が候補がまずあって、その方たちがまず何をされるかという、まずはその町のことをよく知りたいと思われると思います。もちろん現地に訪問できたらいいんでしょうけれど、そういうことも難しいでしょうから、まずはその町のホームページのほうで移住・定住についてその町がどんなことをやっているのかというのを探されると思います。

それで、今回私も杵藤地区の市町のホームページを見てみました。近隣の市町のホームページでは移住・定住に関する内容が非常に充実をしております。そこにアイコンがあるんですけど、移住・定住というところをクリックするだけでその町の紹介、グルメですとか、あと仕事についてですとか子育てとか、あと実際移住してきた人たちの声ですとか、そういった電子ブックのようなものを載せてるところも多数あります。要するに1回そこをクリックしただけで町のことが大体分かるということです。武雄市は、武雄市、移住と入れたら別建てでホームページ作っておられますね。たけおグッドライフという、そういう移住の支援サイトも作っておられます。

じゃあ、我が太良町はどうかと。もちろん移住・定住に関するところがありますが、3行です、リンクが。1行目、空き家情報バンク、2行目、太良町移住定住促進事業補助金、3行目、太良町移住支援事業補助金、それだけです。それをクリックするとそのページに飛ぶということですが、私思いますに本町のそういったところをもうちょっと充実してもらえないかなと思います。

本町は例えば結婚祝金から誕生祝金、そして学校へ入学したら給食の無償化ですとか、医療費が高校まで無償化とか、そして敬老祝金までいろいろなそういった補助制度があります。そういったものがほかの市町村よりも充実しているにもかかわらず、そういったものがそういった方々に届いていないというのが非常にもったいないと思います、はっきり言いまして。そういったところを上手にPRをしていただいて移住につなげてもらいたいと思いますけど、これについてはどう思われますでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、現在の我が町のホームページの状況といたしましては、移住・定住施策を担当しております企画商工課における関連事業の掲載にとどまっており、その内容についても十分な情報が盛り込まれておらず、閲覧者に対する情報提供が不十分であり、改善の余地があることは私も認識しております。

移住を検討されている方々に対して、より本町の魅力を知っていただけるような仕組みが必要と思われますので、今後議員の御案内のあった市町の掲載内容等も参考にしながら、内容の充実を努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

新たに印刷物を作れということではありませんので、電子ブックみたいな感じで情報を集めてそこに提供すると、ワンストップで分かるように、そういったことになるように期待しております。

それで、先月の2月27日のことですが、土曜日に佐賀県のオンライン移住相談会というのがあって、本町も参加するというのがホームページに載っておりましたけど、これはどのような結果だったのか、このイベントの概要と今回の内容というのを報告してもらいたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、イベントの概要につきましては、佐賀県主催によるものでございまして、参加団体は佐賀県と県内16市町及び県関連の2団体の参加により、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、オンラインにより開催されております。

相談希望者が設置された各団体のブースを訪問し、住まいや子育てなど暮らしに関する相談をはじめ、就職また新規就農、起業等についての相談内容でありました。全体では22組27名の参加があり、そのうち本町への相談は1組2名からでございました。その相談者は静岡県在住の御夫婦で、新規就農により果樹経営を検討されてるということでございました。本町の概要をはじめお住まいや子育てに関すること、また農業経営までのモデルケース等々についてお話をしたところでございます。今後、先方からの連絡があった際には、引き続き丁寧にサポートを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

オンラインで移住相談会を開かれて、全体で22組の参加のうち太良町に1組の相談があったと、これは素晴らしいことですね、はっきり言いまして、静岡の御夫婦ということで。課長は最後に連絡があったらと言いますけれど、こういった方というのは非常に宝ですので、積極的にこっちから電話することがあっても、うるさくなったら駄目ですけど、積極的にこういった方々を取り込んでいってもらいたいと思っております。

それで、佐賀県の移住に関するポータルサイト、サガスマイルを私見ておりましたが、この中に実は、今週末でしょうか、佐賀の暮らし観光ツアー in 武雄・嬉野ということで、1泊2日のツアーですね、その市町を知るというツアーが組まれておりました。何と参加費1,000円で定員20名なんですけれど、参加費1,000円で有名旅館に泊まれて、その市町のいろんなところを体験できるという非常にいい企画だと思いました。1,000円ということは普通ありませんので、主催が佐賀県のさが創生推進課の移住支援室となっておりましたので、県のほうでそういった予算をつけられてるものと思います。

これを見て、本町でも例えば鹿島市さんと組んで、1泊2日ぐらいでいろんなところを巡ってもらって、太良の旅館に泊まってもらってと、そしてよく知ってもらおうという、そういったPRもできるかと思うんですね、情報発信の一環としてですね。こういったものはどんどん積極的に動いてもらって、活用していってもらいたいと思えますけれど、こういうことについては担当としてどうでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内の件につきましては、おっしゃるとおり佐賀県による長崎新幹線の開業を目前に控えた沿線地域である武雄市及び嬉野市、両市の限定の事業ということでお聞きしております。県ではこのような移住に関するイベントを県内市町に偏りがないように計画をされておまして、実施に向けて要望するということであれば優先順位が高まることは期待できます。本町においても、早速県に具体的な話を聞きながら要望をしていきたいと考えております。

ちなみに平成30年10月に本町と鹿島市と多久市及び有田町の2市2町で同様の移住イベントの計画がございました。しかしながら、あいにくそのときは台風が接近したということで中止をした経緯がございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

積極的に動いてもらって取り組んでもらいたいと思っております。

次に、3点目の移住希望者の住まい、就業などについて支援策があるかということでしたけど、住まいにつきましては定住促進住宅の整備と、またUターンナビで求人を紹介すると。それで、就業につきましては、農業でしたら親元就農の給付金とか、漁業でしたら親元就漁給付金を支給するというような策があるとのことでしたけれど、住まいに関してお聞きしますけれど、空き家バンクには現在、賃貸とか売買とか家屋、土地含めて10件ほど上がっておりますけれど、空き家バンクの近年の実績というのはどうなのか、これについてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えをいたします。

最近の物件登録の実績といたしましては、平成29年度7件、平成30年度14件、令和元年度8件、本年度が先月末日現在で7件の登録というふうな状況になっております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を執り行います。

○7番（田川 浩君）

それでは、午前中に引き続き質問したいと思います。引き続き、空き家バンクについて質問いたします。

第5次太良町総合計画では、移住・定住の成果目標といたしまして、空き家情報バンク制度による成約件数、これを2018年の14件から2027年に累計で32件までするということですが、これまでの累計の成約件数はどうなってるのでしょうか。いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

空き家情報バンク制度につきましては、平成24年度より運営しており、これまでの累計成約件数といたしましては30件となっております。したがって、第5次太良町総合計画に

掲げております成果指標につきましては現時点で既に達成してるという状況でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

現時点では目標の件数を達成してるということで喜ばしいことかと思えますけれど、一言町民さんから伺った意見で苦言を呈しておきたいと思えます。

空き家バンクを、実際にその物件を見学された方からの意見ですけれど、ある物件を見に行かれました。役場の担当者の方は物すごく丁寧に説明をしてくれて、それはありがたかったと言っておられましたけれど、ただ家屋の外観はきれいだったけれど中に入ったら、中の廊下に何か動物のふんのようなものがぱっと散乱していたと。とても自分としてはそういった物件は借りる気にはならなかったということをおっしゃってございました。長期間家屋に人が住んでいないとそういうことになるかもしれません。でも、気持ちよく借りたり貸したりするためには、そういった細かいことにも気をつけてもらいたいと思っております。家主さんか担当課、どちらの仕事が分かりませんが、何かちょっとした清掃ぐらいは、その日のその時間にその方が見に来るといのが分かっていると思えますのでできないものかなと思えますけれど、これについては担当としてどう思われるか、いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

空き家物件の管理につきましては当然所有者によって差があるのが事実でありまして、議員御案内のような意見、感想を役場のほうにもいただいているところでございます。

このため、所有者の方々には口頭での指導や相談を行っているところでありますが、何分個人の財産でございますので、責任分岐の観点から原則所有者での対応をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

なるべく前向きな検討お願いしたいと思います。

それで、次ですけれど、太良町の移住定住促進事業補助金、これは空き家の処理、改修に対する補助金だと思うんですけれど、これの近年の利用実績についてはどうであるか、いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

当該事業につきましては、実績で申し上げますと平成29年度が6件の377万円、平成30年度が9件の858万円、令和元年度が10件の525万4,000円、それと本年度が先月末日現在までの実績になりますが、8件の202万3,000円という状況になっております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

今、近年の利用実績を言ってもらいましたけれど、これ貸主と借主の方がそれぞれ利用できるわけなんですけれど、利用した方の内訳といいますか、それはどういうふうになってますでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

答えします。

議員御案内のとおり、所有者等による改修、それと利用者の皆さんの改修というのがございます。

実績で申し上げますと、29年度からの実績になりますが、所有者等による改修が6件、利用者による改修が計10件というふうになっており、利用者による改修のほうが上回っている状況でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

まずは、現状ある資源の利用ということで空き家の有効活用につなげてもらいたいと思っております。

それで、4点目のこれまでの課題とこれからの移住促進についてどう考えているかという点ですけれど、先ほどの町長の答弁の中で移住者のために住宅のほうを、おっしゃられたように本町には民間のアパートというものも少のうございますので、そういったものもありますから、住宅をいかに確保していくかということを中心に考えていきたいという旨の発言がございました。

定住促進住宅で建てられたパレットたら、また今度4月から入居が始まるサンモールおおうらもう満室の状態ですよね。これからの移住者の受入れ住宅をどうするのか、その点も含めまして、いま一度町長としての移住促進政策についての考え方を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

議員御案内のとおり民間住宅がうちには少ない関係で、町が造る町営住宅とか民間を活用したパレットみたいなところはすぐ満杯になるというふうな状況で、今回もおおうらのほうの抽せんに漏れた方がかなりいらっしゃって残念がっておられるということも聞いております。

それで、今のところは、まずは空き家の情報バンク制度とか、それから移住・定住者の促進事業補助金等を活用していただきながら、新規物件の登録等も含めて進めていかないかなという思いはいたしております。それに合わせて、先ほども答弁しましたように、民間でアパートを造っていただくような、整備していただくようなことも含めて検討していきたいと。ただ民間に造ってください、造ってくださいと言うたって当然無理な話でしょうから、

そこら辺はいろいろ条件等もあるかも分かりません。そういったところを含めて検討を重ねて取り組んでいかないとかなというふうな思いはいたしております。民間活力も利用したいというふうなことでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

今回は移住・定住問題について質問をしたわけでございますけれど、本町はこれからといえますか現在でも、農業、漁業また医療、介護などどの業種でも労働力の不足が叫ばれておる昨今でございます。移住者が増加すればこういった問題も非常に助けとなりますので、一層充実した移住促進を希望いたしまして、このテーマを閉じたいと思います。

それでは2点目、G I G Aスクール構想についてお伺いをいたします。

G I G Aスクール構想とはG I G Aスクール構想と書きますけれど、2019年12月、文科省が打ち出した構想でございまして、児童・生徒向けの1人1台の端末、タブレット端末を1人1台行き渡せるということですね。それと、高速大容量の通信ネットワークを整備するという。そうした上で、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、創造性を育む教育を学校現場で実現することを目指すという構想であります。

昨年、新型コロナウイルスの感染症が拡大したことによりまして、その構想の早期実現、前倒しですね、早期実現のほうを積極的に推進するという事で文部科学大臣も表明いたしております。

それでは、通告書を読みます。

教育行政について。

文部科学省が提示するG I G Aスクール構想が進められていますが、その進捗状況と運用状況について聞きたいと思います。

1点目、タブレット端末や無線LANの構築などハード面の整備はどうなってるか。2点目、デジタル教科書やタブレットの支援ソフトなどソフト面はどうなってるか。3点目、指導体制はどうするのか。4点目、リモート授業など学校外での活用についてはどのように考えているか。

以上、4点、答弁よろしく申し上げます。

○教育長（松尾雅晴君）

2点目の教育行政についてお答えいたします。

1番目のタブレット端末や無線LANの構築などハード面の整備についてであります。タブレット端末及び無線LANの構築については来年度中に完了予定となっております。

2番目のデジタル教科書やタブレットの支援ソフトについてであります。デジタル教科書につきましては小学校で5年と6年生に1教科、中学校では全学年2教科について導入を

計画をいたしております。また、支援ソフトにつきましては、タブレット端末に標準パッケージとして添付されているソフトを使用する予定といたしております。

3番目の指導体制についてであります。ICT担当教員を中心にeラーニング及び推進リーダー向けのオンライン研修を受講することにより指導者の育成を図っていきたいと考えております。また、機器等の操作につきましては、各小・中学校に配置いたしておりますICT支援員を活用し、機器操作の向上に努めてまいります。

4番目のリモート授業などの学校外での活用についてであります。まずはコロナウイルス感染症による休業等があった場合についてはオンライン授業の実施等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

それでは、1問目のタブレット端末や無線LANの構築などハード面での整備はどうなってるかという質問ですけれど、まずこのタブレット端末ですが、これはいつか新聞にも載っておりましたけれど、太良町の場合は小学校用で304台と中学校用で146台、合計450台を佐賀県に推奨されまして、佐賀市、唐津市、神崎市とともにこの4市町で共同調達されたということでもありますけれど、昨年10月29日一般競争入札がありまして、太良町分は1,970万1,000円税込みで落札されたと思います。1台当たりになると4万3,780円になると思いますけれど、まずはこのタブレット端末のメーカーとOSはどうなってるのか、それはいかがでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

タブレット端末のメーカーはダイナブック株式会社、OSはウィンドウズ10となっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

メーカーはダイナブック、OSはウィンドウズ10ということでした。

それで、今回は共同調整ということで、私が議員になってから10年ほどたちますけれど、聞くのは初めてじゃないかなと思うんですけれど、こういう大規模なのはですね。今回は実はこの4市町全体では2万6,641台が購入されています。その中の450台を太良町が購入したということになりますけれど、この共同調達のメリットといいますか、それはどういった点だったのか、いかがでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

佐賀県で実施された共同調達につきましては、他の市町村と比較をいたしますと、機種や

添付ソフトの有無等幾らか違いはございますけれども、若干安価で調達できたのではないかと
いうふうに考えております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

若干安価ということですが、言える範囲では幾らぐらいとか分かりますか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

先ほど申しあげましたとおり、機種や添付ソフト等の違いにより一概には言えないんです
けれども、ほぼ佐賀県の共同調達と一緒に条件、本体のみというような条件でいきますと、あ
る市につきましては4万4,660円という形で落札をされてますので、若干共同調達にしたほ
うが少しは安かったということで考えております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。1,000円近くちょっと安かったんじゃないかということですね。分かりま
した。

それで、現在太良町内の小・中学校の生徒の数は大体約600人ぐらいだと思いますけれど、
先ほど答弁でタブレット端末の購入と無線LANの構築のハード面については来年度で終わ
るということでしたけれど、現在各学校に45台ずつタブレットありますよね。全部で45台の
4校ですから180台ありますけれど、450台今回購入されたということは、現在ある180のタ
ブレット端末と合わせて、今のやつはリース契約で整備されてますけど、今回の購入したも
のと合わせて1人に1台行き渡ると、そういうふうに理解していいんですかね、どうですか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、今ある既存の端末を含めて1人1台となります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

そうしましたら、現在あるリースで契約してる180台というのは今後どうされるのか。ま
だリースの契約があると思いますけれど、例えばそれが切れた段階で今度買った450台と一
緒の機種に変えていくのか、そういった先のことはどうでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

現在契約しておりますタブレット端末につきましては、リース契約が中学校が令和2年9
月末、去年の9月末、小学校が令和3年9月末でリース期間が終了をいたします。それで、
終了したタブレットにつきましては、今回導入したタブレット同等品を令和3年度において

整備をいたしたいと考えております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

それで、ネットワーク整備ですね、端末以外で大容量の通信ネットワークの整備というのがありますけど、私、高速の大容量、無線LANとさっき言うてしまいましたけど、それは無線LANの充実ということでよろしいのでしょうかね。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりです。

○7番（田川 浩君）

じゃあ、無線LANということでお聞きしますけれど、これは校内のどこからでもつながるようになるのか。例えば教室からだけですかこれについて限定的なのか、これについてはどうでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

無線LANにつきましては、校舎内の教室及び体育館ですね、こういうのは全て特別教室も含めてつながるようになります。ただし、一部授業等で利用しない用具室等につきましてはつながらない場所がございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

用具室等を除けばほぼ教室では全てつながるとのことだと思います。

それで、生徒が作成したデータをどうやって管理するのかという問題ですけれど、文科省が出しております標準仕様書によりますと、端末で管理するというよりはクラウドコンピューティングを基本とするというふうに書いてありましたけれど、本町の場合、生徒が作成したデータはどうやって管理する予定なのかについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

生徒が作成したデータにつきましては、原則添付されております支援ソフトのG I G A P r o m oに含まれているワンドライブのサービスを利用して、クラウド上で保存し管理をする予定といたしております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今ワンドライブで管理をするということでしたけれど、ちなみにですけど生徒1人当たり

使用できるギガ数というのは幾らまでなんですか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

1アカウント当たりというか生徒1人当たり1テラバイトとなっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

1テラということですね。分かりました。

それで、2点目のデジタル教科書やタブレットの支援ソフトなどのソフトの面はどうなっているかという点に移っていきたいと思いますけれど、文部科学省が示されたロードマップでは2024年度に学習者用デジタル教科書を本格導入すると、一応目標ではそうあります。2024年といいますのは次の教科書の改訂時期でもありますので、ひょっとしたら無償化になる可能性もあるかもしれませんが、さきほどの答弁で小学校は5、6年生で1教科、中学校は全学年で2教科を導入を検討されるということでしたが、これはいつからなんですかね。今度の4月からですかね、それともまだその後なんですかね、予定は。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

デジタル教科書につきましては、現在学校のほうで使用する教科のほうを選定をいたしております。今月中に選定が終わって、4月の入学式には使えるような状態にしたいというふうに計画をいたしております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

そしたら、今日の段階ではまだ教科としてはどの教科になるかというのは決まっておらず、今後あと残されて何週間かでもう決めて、デジタルですからすぐ導入はできると思いますけれど、そういうことですかね。

○学校教育課長（中川博文君）

そのとおりでございます。

○7番（田川 浩君）

添付のソフトの件ですが、先ほど標準パッケージの添付ソフトを使用することでした。どのような内容のソフトなのか、概要だけでも説明してもらってよろしいでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

今回のタブレットに標準で添付されておりますMicrosoft 365 Education GIGAPromoにつきましては、学習用基本ツール及び端末管理ツールを1つのパッケージとして提供をされているものです。学習用基本ツールとして、主なものはワープロソ

フトのワード、表計算ソフトのエクセル等、あとオンライン授業で使用できるビデオ会議機能等があるチームズ、小テストやアンケート作成ができるホームズ、あとデータファイルをオンライン上で保存できるオンラインストレージサービスなどが一体的にパッケージされているものでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

おなじみのワードやエクセルに加えてビデオ会議とか小テストをできるようなソフトが添付だということで了解いたしたいと思います。

それで、3点目の指導体制をどうするのかという点ですけれど、さきの答弁ではICTの担当の教員さんがいて、その人を中心に育成を図っていきたいということでございました。機器の操作についてはICT支援員さんが支援するというものでありますけれど、ここで一つ聞きたいのは、昨年から小学校でプログラミング学習というのが始まっておりまして、中学校では4月から始まるというふうに聞いておりますけれど、これは現在小学校でやっておられると思いますけれど、これは今現在プログラミング学習については誰が教えられているのか、これについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

プログラミング教育につきましては、小学校ではそのような教科があるわけではなくて、数学などの授業の一環として担任が取り組んでおります。中学校では技術・家庭科の技術の中で教科担任が取り組んで指導をいたしております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

プログラミングという教科のこまがあるというわけではないんですね。小学校で数学とかで中学校になると技術科の授業の中で教えてるということですね。了解しました。

この4月からタブレット端末を、今回購入したタブレット端末は1人1台になりますけれど、これを使用して行う授業といいますのは全体のどのくらいの割合になると考えたらいいか。一日のうち授業でいったら何こまぐらい使うことになるのか、これについては予定はいかがでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

まだ始まっておりませんが、小・中学校とも各学年一日2時間程度ですね、これにつきましてはタブレットを使った授業をしていただくように学校のほうに言っていきたいと考えております。

○7番（田川 浩君）

このタブレットを使った先進的な地区といえば、佐賀県では武雄市さんが積極的に取り組まれてると思っています。武雄市さんの場合は、自宅で予習をしてくるという反転授業というのをされております。

本町も実はICT支援員さんが4名もいるという、1校に1人ですよ、これは全国的に見ても非常に恵まれている環境にある。東京とかといたら20校に1人ぐらいはざらですよ。こういった本町のように物すごく人的なメリットがある環境にあって、そういったものを生かして、本町オリジナルなこういったICTの学習方法などを行ったらどうかなと私は常々思っていますけれど、これについてはどう思われますでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

太良町のほうではまだタブレットのほうが導入されてませんので、導入後の活用状況を見ながら武雄市さんとかの先進事例等を参考にして今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（松尾雅晴君）

議員さんの先ほどのプログラミング学習ですか、もう3年前になりますか、大浦小学校、多良小学校でもう既に職員研修ということで実証し、やっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

それでは、最後の4点目、リモート授業など学校外での活用についてはどのように考えているかという点ですけれど、さきの答弁では新型コロナウイルスの拡大などで休業などがあった場合には実施を検討したいということでしたけれど、これまでにオンライン授業というのは町内でやったことがあるのか、それについてはどうでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

オンライン授業の実績ですけれども、太良町においてオンライン授業を行ったことは現在のところございません。ただ、コロナ対策として始業式等で校長等の挨拶等を電子黒板で行うなどの取組や、文化祭を保護者へリアルタイムで配信するなどの取組を行っております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

授業はやったことないけれど文化祭等では利用したことがあるということであると思いません。

それで、昨年の9月議会でも話が出ておりましたけれど、自宅でネットを使えない御家庭

というのが約14%ほどあるのではないかという話が出ておりました。そういう環境の方に対して、例えばWi-Fiルーターの貸出しなどを検討するとのことでありましたけれど、その後どう検討されたのか、いかがでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

Wi-Fiルーターの貸出しにつきましては、基本的に申しますと通信費等ですね、そういう学習環境の整備につきましては個人負担が原則だとは考えております。ただし、コロナウイルス等による臨時休業等があった場合については、Wi-Fiルーターをレンタル等で通信費込みで借りられないかというのを検討をいたしております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

最後に教育長に聞きたいと思っておりますけれど、こういったGIGAスクール構想などとともに本町のICT教育を教育長として今後どうしていく、いきたいという構想なのか、それを最後に聞かせてもらえないでしょうか。よろしく申し上げます。

○教育長（松尾雅晴君）

その前にICT支援員さんのお話がありましたけども、4月に今の4校の校長、3人が新しく他地区から入ってきたと、1人がその前に1年間おって校長になったと。その4人が他地区から入ってきて、こんな町、非常に便利でたまらないと、だから町長さんのほうにぜひともICT支援員を置いてくださいと、ぜひお願いしますというような嘆願書を持ってお願いに上がっておりますし、またそれぞれ非常に職員に恵まれておまして、文科省の教育課程の部会の委員であってみたい、佐大の大学院生にオンラインで講義をやってみたり、遠くは奈良県、近くは福岡あたりから講師で来てくれとか、つい昨年やったですかね、九州大会が、鳥栖でロボコンの大会がありましたけども、その第一人者の責任者として發揮している職員もおおりますし、そういうふうに非常に人材に恵まれております。だから、非常にこの機会にそういった人材に恵まれているときに、またオンラインで授業をとると普通の授業とは違いますので、研修をやり、頑張っていきたいと思っておりますけども、ICT教育につきましては太良町の学校教育において取り組むべき重要課題だと認識をいたしております。

GIGAスクール構想により、児童・生徒1人1台の学習用端末を利用できる環境が整いますので、まずは情報の手段の適切な活用としまして、小学校ではタブレットやマウス、キーボード、こういった入力デバイスの操作、アプリケーションソフトの起動、文字入力、ファイル保存、終了といった一連の基本的な操作の育成を図り、中学校では小学校で身につけた、そういった基本的な情報を活用し、実践力を土台にして情報活動の目的に応じたソフトの選択とか周辺機器を活用し、コンピューターの機能拡張など応用的な活用能力、そういったものに頑張っていきたいというふうに思っております。情報活用の中での的確に情報検索を

行うことや、目的に応じて画像及び文書を編集したりする、そういった課題解決能力の向上、そういったものに努めていき、情報モラル、他者への影響を考え、人権とか知的財産、そういった自他の権利を尊重し、情報社会の中で行動に責任を持って、危険回避など、情報を正しく安全に利用できる能力の育成に努めてまいりたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

田川君、最後の質問にしてください。

○7番（田川 浩君）

もう時間が来たので質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

4番通告者、松崎君、質問を許可します。

○3番（松崎 近君）

では、通告に従いまして質問させていただきます。

1番目、タララボについて。

これは12月でもお聞きしましたけども、ほとんど回答がなくて、どういうふうになってるのか分からないので、1番目、当初の販売促進費3,000万円の残高はどれくらい残ってて、どういうふうな状況になってるのか。2番目、昨年2020年の借入れが発生してましたけど、特に長期の1,000万円、何の目的でどこから借入れたのか、これ聞いておられるのかどうか。3番目、2021年今1月期が決算期だと思いますけど、質問で売上げについては決算がまだ整ってないということだったんですが、売上見込みぐらいは口頭で聞けたと思いますので、その辺がどうなってるのか。4番目、過去3年間、役員報酬としてどれくらい払ってるのか、今2021年。これ決算が出てないから分かんないかもしれませんが、口頭でこの辺は聞けたのかどうかも含めて答えていただきたい。最終的に5番目、現状電気もついてないし、これはもう前から言ってるんですけど、何も稼働してない。それで、2020年の去年の決算期では売上高52万円しか上がってないんです。そういう状況で全く今年も同じような状況じゃないかと思われる中で、経営がちゃんとやられてるのかどうか。

○町長（永淵孝幸君）

松崎議員の1点目、タララボについてお答えします。

1番目の当初の創業支援費補助金3,000万円の残高についてであります。令和元年度までに機器購入や施設改修に係る費用として全額を支出されているため、現状では残高についてはございません。

次に、2番目の2020年の借入金の借入先及びその使用目的についてであります。借入先については福岡銀行から、使用目的としては設備機器の導入及び赤字補填のための資金とし

て借入れを実行されております。

次に、3番目の2021年1月期の売上額または売上げ見込額についてであります。本日までに今期決算報告書が提出されておりませんので、売上げ見込額ということで申し上げます、約150万円の売上見込みとなっております。

次に、4番目の過去3年間の役員報酬支払い額の合計についてであります。これまで商品開発や設備投資などに経費がかかっていること、また売上げも思うように伸びていないということもあり、役員報酬は一切支払われておりません。

次に、5番目の現状全く稼働しているように見えないが今後どのように改善していくのかについてであります。タララボの経営が軌道に乗らない原因は、最も期待をしていた直売所の開設に大幅な遅れを生じていることが一番の原因であります。その要因として、スタッフ不足という状況が続いておりましたが、来月からは高校卒業の新入社員の採用が決定しております。また、先月からはパート社員も1名ではありますが採用されており、徐々にではございますがスタッフ不足の問題も解消しつつあります。行政といたしましては、引き続き直売所開設のための支援を行いながら、タララボの経営状況の改善を図るとともに、本施設の設置目的であります産業振興と町の活性化に資する施設となるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

ではまず、一番最初の販売促進、要するに創業費ですけれども、これでいくと去年の1月期の決算書では何も残ってない、この時点でもう今説明がありましたように設備資金と赤字補填のために借り入れたということなんです。しおまねきからの、要するに投資した平成29年までで約2億4,000万円ぐらい、タララボのときで3,500万円の経費がかかっているという形で、創業支援金3,000万円はそのまま出てるんです。3,000万円を何に使ったのかというのが、このタララボを造ってから、会社を設立してから全く分かんないんですよ、3,000万円全く0になってるって。圧縮記帳でやって幾らか償却はして赤字にしていますけども、この辺について何か事務方のほうで聞いておられますか、3,000万円の大きなもの、今説明では設備投資ということだったんですが。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えをいたします。

創業支援費補助金3,000万円の使途ということでございますけど、タララボさんから頂いている資料によりますと、一番大きなものは甘酒製造に係る機械代でございます。それと、ベルトコンベヤー、ボイラー、糖化タンク等の機器購入費でございます。あと主なものとしては、まだ試験品の段階のものもございまして、そういった商品の開発費というものが主でございます。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

私が資料として請求して頂いたのでは、令和2年、これ多分10月ぐらいまでだと思いますけど、この時点で3,500万円、創業支援金の3,000万円を丸々使ったという形に、それ設備資金というけども、この明細はないんですよ。その辺が確認されてるのかどうか疑わしいんですよ、私個人的には。この3,000万円と関連あると思いますけど、3,000万円がなくなったから2番目の借入金を借り入れたと。これは先ほどの説明では設備資金と赤字補填。売上げがどれくらいかは分かりませんが、前年度が約52万円ぐらいですから、100万円あったにしてもこの類いの決算の内容から推測しますと大体600万円ぐらいの赤字ぐらいで済むんじゃないか。経費が20年1月31日現在では年間で760万円ぐらいしか使ってないんです。このときのあれの大きなあれというのは外注費ぐらいで、あと細かいのがありますけど、それと給料と合わせたら180万円と。これぐらいで、あとの500万円ぐらいは細々としたあれでほとんどやってると。それで、この中には水道光熱費もただになってるはずなんですけど計上されてたり、申し訳ないけど、ちゃんとこの決算やられてるのかなというのが正直なところなんです。

3番目の売上げ見込額、これについても確認もされてない。恐らく電気がついてないとかほとんど営業やってないような状況だと年間売上げ100万円もいってないんじゃないかと思われま。それは決算が出てから、遅くとも今月末か来月には出るでしょうから、それを提出願いたい。

それで最後に、タララボについてなんですけど、この会社を造るときに覚書と協定書を結んでるんですけど、解約する場合には当初平成32年ですから今期ですね、3か年間を負担されて実際に営業やってた。だけど、使用料等も全て電機施設、自家用の電気工事、産業廃棄物、合併浄化槽も含めてただにして、それで運営を委託なのか、これは覚書でやってんですけども、協定書によると2年ごと。こういうふうに書いてあります。4条の2項については、1か月前まで書面で相手方に通知することで中途解約できるとなってるんです。実際に営業がどこまでどういうふうに行われてるか分かりませんが、私の知り合いに相談してみたけど、3,000万円も払って、全く賃料も全て電気代からただにして、何に使って、どういう経営してきたんだというふうなことを、私に変に疑われるような状況でして、このままこれを継続するのかどうか町長にお聞きしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

まず、タララボは民間の会社ですよ。それで、当初3,000万円を創業支援金というふうな形でやっておりますけれども、あとは民間の会社ですから民間のほうでいろいろ工夫をしながら会社の生き残り策を考えてもらうとがまずは基本だと思います。いろいろ中に入り込んで支援金をやったり、それからあとは光熱費等を見てやったりとかしてる関係で、いろい

る指導的なものに入ったりとかすることは可能だと思いますけれども、中身については私ものはっきり分かりませんが、どこまで入り込んでいいのかが分かりませんが、指導的にはそういう補助事業も活用して、当初のしおまねき時代からやってきた施設を利用していただいているわけですから、何とかこの施設を活用して太良町で生き残ってもらおうと。いろいろ太良町の今ある食材等を利用して、加工品の開発なり何なりしてもらいたいというふうなことを考えております。だから、どの辺まで入り込んでいいのかが私もよく分かりません。

先ほど議員は誰か自分の知り合いに聞かれたと言われましたけれども、その方がどういった方なのかも分かりませんが、本当に町がじゃあどこまでこの会社に立ち入っていいのかと、そこも分かりませんので、その支援金を3,000万円やって、あと光熱費等を見てやってくるから全てにおいて町が何やかんや言うてよかとかかなという、そういう思いはないと思いますので、そこら辺は仕分をしながら、会社が生き残ってもらおうようなことを考えて支援していかないかとかかなという思いがいたしております。

以上です。

○3番（松崎 近君）

確かに民間ですから、町長がおっしゃるようにどこまで同社に対して言えるかというのはあると思うんですけども、ただ私が引かかるのは覚書の4条の1項で廃止の状況にあると、売上げもほとんど上がってないような状況にこれを言えると思うんですけど、廃止の状況にあるときは補助金の全部または一部を返還させることができるというふうに触れてるわけですから、どこまで内容があるか分かりませんが、正直言って年間52万円ぐらいですすから月に4万円ちょっと、5万円もないんですよ。それで営業をやって、3,000万円の創業支援金なのか販促費なのか、そういうのを含めてですけど、月5万円も売上げてないのに経営やってるって言えるのかというふうには私としては思うわけです。ですから、これについては、前回12月でも言いましたが、経営協議会なのか行政のほうでどうしたほうがいいのかということをお話し合ってくださいって言ったけど、そういうふうなことがなされたのかどうかも含めて、正直言ってタララボについてはいま一度、今決算が出たときには見直しして、町としてどうするのか。この覚書に触れてることを通告できるのか。場合によっちゃあ、顧問契約結んでる法律事務所と相談して、どういうふうにしたほうがいいのか、法的にも含めてある程度結論を出していただきたい、そういうふうには思うわけです。

続いて、2番目。

○議長（坂口久信君）

今んとに対して答弁はよかですか。

○3番（松崎 近君）

もう要りません。

2番、虚偽有印公文書作成・同行使の判決について。

これについては、今月3日の日に懲役1年6か月、執行猶予3年という判決が一審では出てます。ただ、これ17日まで待たなきゃ控訴期間がありますから最終的には決定してないんですけども、今回の判決について町長は最初の2月、それから公判の後にマスコミ等いろいろ町長の個人的な意見を述べられてますけども、例えば刑事罰なら納得いかないとか、それで識者、これは千葉大学の教授なんですけど、判決前に町長は、判決についてはもし有罪となったら納得できないとか何か言っておられます。識者のあれは、判決前に町の最高責任者が意見を言うのは行政学上問題ではないかと。有罪判決が出た場合、その責任者は責任から逃れられないという意見が新聞に出てます。これは読売ですけど。それについてどのように思われるのか。

2番目、今回のこの事件について被害者は誰だと思われますか。判決が来週ですけど、もし確定した場合は、私個人的には町が被害者になると思いますけど、今回の刑事事件のあれを民事として扱う場合に、町は損害賠償請求できるはずなんですよ、被告に対して。それを提起するのかどうか。それから、今回のこの件に関わった関係者、印鑑を押ししたり、それからパソコンで見積書、もしくは契約書も含めてだと思えますけど、勝手に作って、見積りを当初の町で決めた金額よりちょっと少な目にするとか、そういうふうなことをずぶずぶの関係でやってきたと。ですから、それにタッチしたというか、それに関係する処分はどうするのか。

最後に、3番目、今後、社会的信頼のために契約書を所定の手続を実施すべきじゃないかと思われるわけです。町には要するにちゃんとしたルールがあるんですよ。調べてみたら財務規則、それに基づけばちゃんと相見積り取ったり何かしなきゃいけないようになってる。だけど、そういうことが全然なされてないからこういう事態になったと思うんですけど、その辺について回答をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

松崎議員の2点目、虚偽有印公文書作成・同行使の判決についてお答えいたします。

1番目の町長は刑事罰なら納得いかないと述べられ、識者の、判決前に町の最高責任者が意見を言うのは問題で、有罪判決が出た場合、町長は責任から逃れられないという意見に対してどのように思うかについてであります。公判結審後、取材を受け、個人的見解と断り、検察の求刑に対し納得できないと素直な気持ちを述べたことに対し報道されたものであります。識者の言われる判決前の言及を問題とされ、有罪判決の場合、責任から逃れられないという意見に対してはそのとおりであると理解し、納得をしております。

2番目の事件の被害者についてであります。公文書に対する社会的信用、行政の中立性に対する信頼を害したものであり、町民の皆様方へ迷惑をかけておりますが、損害賠償の訴訟を提起を想定するような考えはいたしておりません。

本議会の追加議案として町長の給料の特例に関する条例を提案し、町民の負託を受けた者

として、また行政運営において指揮監督をつかさどる者としての責任を明確にすることといたしております。また、判決確定となれば当人は失職という社会的制裁を受けることになり、新たな処分などは必要ないと考えております。

3番目の社会的信頼のために契約等について所定の手続を実施すべきではないかということですが、議員御承知のとおり、1月には全職員を対象に職員倫理規程及び随意契約ガイドラインに基づいた職員研修を行っております。再発防止策として、随意契約については複数業者からの見積りを徴収し、また極力入札方式に切り替えるということを確認いたしております。今後は全ての職員がこの事件を教訓とし、法令遵守を徹底することで、公文書作成をはじめ契約手続等公務に対する社会的信頼の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（松崎 近君）

被告人が逮捕される前後頃、辞表を提出したということを公判で言ってましたけど、なぜそれを受理されなかったのか。マスコミ等のあれによると信頼してるからということで延び延びになって、今回判決が確定したら失職という形になって、退職金も本人には払えないというふうな事態になったわけです。

そうすると、2番目の損害賠償も請求しない、被害者は私は太良町民であると思えますけれども、民事訴訟でなぜやらないか。

例えば一つの事例として言いますと、2019年7月から2020年1月まで、一つの例として時間外が613時間、金額にして153万831円、今回の事件が警察のほうにあれした2020年7月から今年の1月まで、時間外が2,920時間、金額にして698万7,000円、時間外でこのときには災害のほうもあったと思うんですけども、約4.8倍ぐらい時間が増えてる、金額も約450万円ぐらい増えてる。こういうのが一つと、もう一つは、2016年から20年までを見て、随意契約の金額でいくと2016年から18年まで、このときの課長が浦川豊喜という方ですか、田崎被告がやったときが大体1件当たりの金額が150万円、その前の先ほどの3年間で79万円ぐらいです、1件当たりの随意契約のあれが。それだけで見ても、単純に差額と件数でいくと1,000万円弱、九百二、三十万円になるかと思うんですけども、これだけの時間外についても、災害の部分割り引かないにしても、経済的には町としてはそれだけある面では損してるという形になるわけです。それは民事訴訟法上当然できると思うんですけど、それやれてない。関係者については、町長だけ処分するということが果たしてそれでいいのかどうかということも含めて、組織としてやってるわけですから、その辺についていま一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

まず、この経費というか超勤手当は管理職には出ません。職員が例えば災害とかほかの事業等においてどうしても時間内にさばけなかったときにやったというのを時間外手当で支給

しております。

そして、契約件数が増えてきたのは、前も申したと思いますけれども、以前は集落のほうでずっと伐採とか何かをやっていたいております。しかし、最近は高齢化になってきてどうしても伐採はできないと、またそういった中で事故も発生しました。ですから、けがをされて、けがだったからよかったものの、命でも関わるようなことがあれば大変だから、町に要望書を上げてくださいというふうなことで、区長さん方をお願いして、町に上がってきて、最近は支障木の伐採業務も増えてきたということでもあります。

議員も先ほどから言われているように、公判のときに来ておられます、聞いておられます。そういった中において、この随契についてはなんら検察庁のほうも裁判所も上がっておりません。ただ、公文書偽造というのは契約工期延長の問題を掲げて言われております。ですから、もう私も判決が出た以上いろいろ申しません。ただ、逆に私が。議長、反問権いいでしょうか。

○議長（坂口久信君）

はい。

○町長（永淵孝幸君）

議員も3回も傍聴に見えられて、そしてまだ捜査のときから一般質問されました。答弁できません、我々も。今度判決が出て、私が出たときの求刑に対してやっぱり納得いかなかったからというふうなことでマスコミに言ったところ、私の個人的な考えというふうなことでオフレコみたいな感じで言ったんですけれども、先ほど言われました読売新聞は取り上げをされ、ほかのところは書いておられません。こういう判決が出て、議員は3回も公判に来てどう思われたのか、逆に。損害賠償しろってさっきから言われますけど、本当にそういう気持ちだったのかなという思いはいたしておりますが、議員が今回も同じような判決後に質問をされております。その趣旨、目的を教えてください。そしてもう一つは、先ほど言うておりますように、議員としてどういうふうに傍聴の結果を聞いて思われたか教えてください。

以上です。

○議長（坂口久信君）

松崎君、町長のほうから質問があつて、反問権があつておりますので、町長に対して答弁をしてください。

○3番（松崎 近君）

先ほどの時間の件は建設課の時間ですから、613時間と2,920時間というのは建設課でそれだけ時間外が増えたということです、念のために。

それで、今回の件ですけど、これ刑事事件ですよ。刑事事件で判決が出て、そしたら被害者は当然それに対して損害賠償請求するのが一般的だと私は思ってるわけです。するしないは、それは最終的には町の方針かもしれませんけども。例えば傷害事件を起こした場合に

は、慰謝料から何から請求されるわけですよ、後で。刑事事件は刑事事件で、例えば懲役何年とか、殺人事件だと、今あれしてるのは例えば22年とか20何年とか。そうすると、支払い能力は別にして、どういうふうな形になるかということ、被害者のほうは当然それに対して民事上の責任をどうするんだということを相手に対して言うんじゃないかと思うんです。ですから、それをやるやらないは最終的には町で決め、住民のほうはそれに対してどういうふうと思うかということだと思っただけなんですけど、町長が必要ないということであれば、町はやらないということであれば、住民の誰かが請求しようと言うのかもしれませんが。

それで、今回の件で個人的な意見というふうに町長おっしゃいますけれども、こういうのはマスコミは特に面白おかしくじゃないけども、揚げ足を取ったような形で触れるのがほとんどですよ。ですから、町長としては本音でちゃんとした形で触れておられますけども、この読売のあれなんかへいくと、2月2日の読売なんかは政治倫理上問題とか何かという形で触れてます。あとはそういう形ではほかの新聞、朝日、佐賀、西日本は触れてません。私があるのはそういうことです。ですから、いま一度民事訴訟については御検討いただいて、町の顧問弁護士と一度御相談していただいて、それでどういうふうにするか決めていただきたいと。

私の回答は以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今のは私の質問に対しては答弁になっておりません。私の質問に対して答弁にはなっておりません。議員のこの事件に対する気持ちを教えてくださいと言ったわけですよ。損害賠償というのは、町に何らかの損害があったということでしょうけど、金銭的にとか、確かに太良町のイメージダウンになったかも分かりません。しかし、建設課長が町に対して損害を与えたのがどの分を指すと言われていいのか分かりませんが、金銭的にも何ら問題ありませんし、そしてこれだけ彼は失職という形に判決の確定がもしもここまますれば退職金も出ないわけですよ。そういった中でどうして彼に損害も被っていないような形で損害賠償するのでしょうか。そういったところが私ちょっと分かりませんので、議員がそういったお話をされるならば、こういった理由で俺は言っているとびしゃっと言ってください。分かりません、今の答弁では。そして、彼が今まで本当に一生懸命太良町民のために災害復旧、それから……、区の要望等に対して誠意に対応しておりました。ですから、私は何回も言っておりましたが、信頼して頼りにしていたというふうなことを言ってきたわけです。これだけの社会的制裁を受けた人に、何も受けてない形で何をもって損害賠償するのか、どういう形なのか議員のほうから教えてください。

○3番（松崎 近君）

いや、今も言いましたように、これは私がこの2,920時間というのを明確に分けてないからあれですけども、当然今回の事件、要するに刑事事件が起きて、書類も何もない、オーブ

ンにするものは何もありませんって言って回答が何もなくてずっと来てたわけなんですけども、書類も何もないと仕事にならなかったと思われるわけですね、太良町の建設課は。そうすると、それをどういうふうにやったかという、結果として時間外になってる部分があると。それからもう一つは、先ほども言いましたように、2016年から20年までの、これ新聞に載ってる件数と随意契約のあれでやると、単純に計算すると約920万円ぐらいになると。これが請求できるのかどうかは私も100%自信がないから、町の顧問弁護士と御相談いただいて、これができるのかどうか確認して、それで請求すべきだというのが私の意見です、考え方です。

ですから、普通、刑事事件を起こせば次に民事が来ることは間違いないですよ。それで終わりということはないはず。今回は刑事事件は公文書偽造で同行使、ある面言えばそれだけだからということになるけども、それをやってなければこういう問題は起きなかったはず。ですから、この辺をどういうふうにするのか、総務課を中心としてやるのか、顧問弁護士を契約してるということを以前聞いてますので、その辺を御検討いただいて、できるのであればやらなきゃいけないし、できないということであればそれはそれでしょうがないけども、それで御検討いただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

繰り返しになりますけれども、もう彼は社会的制裁を受けるわけですよ、判決が。太良町はただイメージダウンだけです。それで損害賠償せろと。私は当初答弁しましたようにそういう損害賠償請求するような気持ちはありません。そして、今回私だけとしたのは、前回のとき議員が聞かれたじゃないですか、何で今頃担当課長を替えたかというような異動のことを聞かれましたよね。そういった私は任命責任ですか、建設課長に。ですから、私がその責任を負うというようなことで、今回は私だけというような考え方を今持っているわけですよ。ですから、議員が損害賠償起こすにしても裁判を起こさんばですよ。費用も要りますよ。全て要りますよ。そういったとき、簡単に民事になれば短期間で終わらないと思いますよね。そういったとき、経費もまた要ってくつとですよ。何ら今のところ問題なかとに、そういった経費までかけてする必要があるのかなと思います。だから、私は損害賠償を請求するようなことは考えておりませんって申し上げてるわけですよ。そこをしなさいというのは、専門的に聞いてないです。私が言ってるのは、議員の気持ちを聞かせてくださいというわけですよ、これに対して。あなたの気持ちを聞かせてくださいと。専門家の意見を聞くとかなんか、それはほかの話であって、あなたが3回来て、この裁判を聞かれて、傍聴されて、そのときどう感じられたのか。そして、今回もこういう質問を判決が出た後に、冒頭私が判決前に言うたことに対して新聞にたたかれたと、それを言いながら、また今回私にそういったことを言われております。だから、その意図が分からんもんですから、質問を同じような

ことを私も言うわけですよ。何でせんばらんかもう一度教えてください。

○議長（坂口久信君）

もうよかよ。

○3番（松崎 近君）

同じことの繰り返しになりますからこれを最後にしますけど。ですから、損害賠償が請求できる、法的に、個人的には私はやるべきだと思ってます。退職金ももらえなく、これが17日に確定したらもらえなくなったり制裁は受けてるでしょうけども、それは刑事事件であって、民事はまた別だと思っんです。ですから、民事でそれができるのかどうか、それは事務局のほうで顧問弁護士に確認してください。もしあれだったら、私聞きに行ってもいいですけど、普通、一般的に刑事事件の後には民事が来るというのは常識だと思いますので。

これで私の意見及び質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで4番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後2時23分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣